

第二章 中

世



## 史料解説

### 一、史料の概要と特色

中世編では、本文篇の記述に従い、摂関時代（十世紀末）より戦国時代までの史料を取上げた。このうち、町外史料は第一～三節に編年順に収載し、町内史料である温泉寺所蔵文書・秦忠雄家所蔵文書は第四・五節に家わけとして収録した。町外史料のうち平安後期・鎌倉時代については、直接町域に関わる史料が僅少なために、本文篇で取扱われた事件に關係する史料を中心として、当時の但馬国の情勢をしめすものもあわせて収載し、時代の特色を浮彫りにするよう努めた。また、南北朝・室町時代については、同時代の町内史料が数多く存在するため、町域の莊園や貴人の下向に関する史料のみを収載した。一方、町内史料のうち温泉寺所蔵文書では、中世の年紀をもつ古文書の大部分のほか、中世に書写された温泉寺縁起、中世末の成立とされる曼陀羅記とともに収めた。なお、秦忠雄家所蔵文書では、直接町域に關係しないものを省略している。

つぎに中世史料の特色にふれる。史料の種類は、日記・古文書・編纂史料・文学作品等に大別される。これらのうち、日記は貴族や寺社・官司等の機関が、備忘や子孫への訓戒のために政務や儀式、事件を記したもので、ほぼ正確な史実を伝えている。したがって古代の「六国史」が終った後の、政治史に関する最重要史料で、本史料編にも多数収載されている。これに対し古文書は、特定の事柄についての命令連絡

を、ある者から他の者へ伝える目的で作成されたものである。中世では、所領をめぐる訴訟裁決・譲渡・伝領に関するものが多く、莊園・公領などの現地の情勢を知る貴重な史料と言える。これらは土地所有の証拠文書として、莊園領主等のもとにまとめて伝えられた場合が多い。こうした日記・古文書が同時代史料であるのに対し、編纂史料はこれらをもとに編修し、場合によつては編年順に配列したもので、史料価値は高いが、反面編纂の際の誤記や編者の意図的な改ざん等もあり、注意を要する。最後に、文学作品としては歴史物語・軍記物・説話・和歌などがある。これらは作品の性格上、誇張、作為は免れず、ただちに信用することはできない面もあるが、日記・古文書等の欠を補う独自の記事も多く、史料として貴重な意義をもつ。

以下、町内・町外の各史料について、特徴等を説明する。なお数字は史料番号である。

## 二、各時代の史料

### (1) 摂関・院政期の但馬

第一節では平安時代後半の史料を取上げる。この時代の史料で直接城崎町に関わるものは一二・一三の二点にすぎず、但馬国全体の情勢を物語る史料を補い、当時の地域の特色を浮彫りにした。とくに摂関政治、院政のもとで活躍した受領層関係の記事を多数収めている(四〇一)。

まず摂関時代では、厳しい収奪を行なった受領と在地勢力の衝突が見られる。受領の苛政に対する郡司百姓らの上訴は、有名な尾張国をはじめ各地で発生しているが、但馬国でも道長晩年の治安三年に国守(二〇二)

藤原実経が訴えられている（四～五）。実経は結局釐務（國務）停止を命ぜられるが、間もなく復任している。このことは、六のよう、実経が但馬国の特産品であつた生糸を当時の有力者たちに贈つていたことと無関係ではないだろう。なお、この事件を記した小右記は当時の右大臣藤原実資の日記で、摂関政治の実態を知る最重要史料である。しかし、寄進地系莊園が発展すると、權門寺社である莊園領主が紛争に入ることになり七の但馬守源則理の様に、莊園領主石清水八幡宮の訴えによつて配流される受領もいた。

一方、院政期に入ると但馬守には有力な院近臣が相ついで就任し、八の高階仲章のことく、莫大な成功に励むことになる。九は白河院近臣平正盛の台頭をしめす有名な史料だが、これによると但馬は「第一国」と評される富裕な国で、但馬守の地位が人々の羨望を集めたことがわかる。しかしながら當時の受領はほとんど在京したままで任国に赴かず、実際の政務は現地の豪族等である在庁官人に委ねていた。一〇はやはり院近臣である藤原忠隆が就任に際し、但馬国在庁官人に初めて下した命令を伝える史料で、政務の内容を具体的にしめす注目すべきものである。このような受領の地位はしだいに政務から遊離し、単なる利権と化してゆくが、七歳の国守任命を伝える一<sub>一</sub>はその好例。なお中右記は右大臣藤原宗忠の日記で、白河院政期の政情を知る基本史料である。

さて、一二・一三は直接城崎と関わりをしめす貴重な史料である。一二は中止されたとは言え、貴人の来遊が當時も見られたことをしめす記事で、この場合の貴人は頼長の父で當時宇治に隠棲していた前摂政忠実と思われる。一方一三は温泉寺の史料初見で、同寺がこのころ中央からも注意される寺院であつたことを物語る。八条院領は主要な皇室領莊園群の一つで、のちの大覺寺統の経済基盤である。

先述した正盛の但馬守就任をはじめ、但馬国と平氏は種々の関係をもつ。<sup>(二一七九)</sup> 治承三年十一月、清盛は後白河院を幽閉し院に代わって政権を握ったが、この政変の際に、但馬も清盛の弟経盛の知行国となり、その子経正が国守となっている(一四〇一六)。平氏の家人盛継が但馬に潜伏したのも、こうした事情と無関係ではないだろう。

## (2) 公武の政争と荘園の動き

第二節では鎌倉時代の史料を取上げる。この時代の史料は、政争によつて但馬に潜伏したり配流された人々に関するものと、町域に關係する荘園の文書とが中心である。

前者では、まず一七の平盛継の潜伏・追捕についての史料がある。鎌倉時代後期に幕府の手で編まれた幕府の公式歴史書「吾妻鏡」では、盛継が丹波付近に潜伏し、後藤基清に追討が命ぜられたことが記されているにすぎないが、平家物語では但馬国の豪族氣比道弘<sup>(五)</sup>の聟となり、やがて道弘に捕えられたと伝える。文学作品という性格上、にわかに全てを信じられないが、注目すべき伝承である。なお平家物語には流布本などの語り物系と、より原型に近いとされる読本系の一系統の写本があり、ここでは流布本とともに後者の代表として長門本を掲げた。ついで、承久の変によつて但馬に配流された雅成親王の史料を収めた(一八・一九・二四)。鎌倉後期(南北朝期)の成立とされる軍記物「承久記」(慈光寺本)では親王の配所は「室ノ朝倉」とあるが、(参考)に掲げた史料では、高屋に親王の在所黒木御所があつたとする。しかし、これらは後代の史料で信憑性には疑問もある。一方、後醍醐天皇による幕府打倒計画である元弘元年の元弘の変でも皇子の一人が但馬に配流されたが、彼は二年後には六波羅攻に加わっている。しかし、この皇子に

については太平記の記述に喰違いもあり、恒良親王、靜尊法親王のいずれなのか不明確である（三一・三二）。

さて莊園関係の史料のうちで二七の但馬国大田文の importance は言うまでもないが、しかし氣比水上莊のように大田文に記載されず、しかも多くの関係文書を有する莊園もある。天台宗門跡寺院青蓮院に関する平安末から室町期の史料を集大成した門葉記によれば、同莊は尼觀如から尊守親王に譲渡されて門跡領となり（二二）、鎌倉末には大宮院領として龜山院仏事用途など皇室行事の財源ともなっている（二九・三〇）。

また永仁五年（一二九三）には去る弘安五年の和与に背いて不法な支配や徵稅を企てたとして、同莊に対する地頭の非法を禁ずる判決が幕府から下された（二八）。二〇の、田結莊に対する武士濫妨停止を命じた義時書状とともに、幕府が承久の乱以後、武士による莊園侵略を抑えて莊園制秩序を守る姿勢をしめしたことを物語る史料である。とは言え、當時武士の力が強まっていたことは否めず、莊園領主は年貢の押領に苦しめられるが、二一の藤原範基も、湯治と共に年貢確保も目的として但馬の所領に来向していたのではないだろうか。なお明月記は鎌倉初期の有名な歌人藤原定家の日記で、その原本の多くは定家の後裔冷泉家に今日まで伝えられている。

以上のはか、貴人の来遊に関する史料も少なくないが、右の定家の子息大納言為家らを伴なつて安嘉門院が城崎を訪れたこと（二六）はよく知られている。その史料増鏡は二条良基の著とも考えられ、大鏡・今鏡・水鏡と並び四鏡とも称される代表的歴史物語である。このできごとは増補本系と呼ばれる系統の写本にのみ記されているが、外記局の公的日記である外記日記にも、女院の来訪を裏付ける記事があり、ほぼ史実と考えることができる。

## (3) 南北朝動乱と下剋上の時代

第三節では南北朝・室町時代の史料を取上げる。この時代は、六十年におよぶ南北朝動乱、守護領国を経て戦国時代を迎える激しい動乱、変革の連続であった。こうした過程で莊園制も没落に向うことになるが、本節にはやはり町域における莊園の動搖、変化をしめす史料が多く収められている。

まず注目されるのは、播磨国の天台宗寺院清水寺の勢力が城崎にもおよび、下鶴井莊公文職（三三）、氣比水上莊領家職（三五）が相ついで同寺に寄進されている点である。この清水寺は法道仙人創建とも伝えられる古い寺院で、現在の加東郡社町御嶽山頂に所在する。当時は持明院統や赤松氏の帰依を受けて大きく発展していたものと考えられる。同寺に伝わる清水寺文書は兵庫県下最大の古文書群で、平安末から明治にいたる古文書・記録七五〇点余を数える。

やがて氣比水上莊や氣比莊は、足利氏歴代の尊崇を受けて繁栄した北野天満宮領となつてゐる（三八・四〇）。しかし十五世紀の半ばをすぎると、北野天満宮も社領の返還を幕府に再三願い出ることになり、同社の莊園も武士の侵略を受けていたことがわかる。四〇～四二は、北野天満宮が幕府に対し氣比水上莊返還を要請して認められたものの、但馬守護山名政豊が二年後になつて漸く返答した経緯をしめす史料である。このことは、もはや応仁の乱を経て幕府の威令がおよび難くなつていた事情を物語つてゐる。なお北野社家日記は、北野社家松梅院の社僧歴代の日記である。

### 三、町内文書

#### (1) 温泉寺所蔵文書

古い由緒をもつ温泉寺には、すぐれた建築物や仏像等とともに、中世の年紀を有する文書が伝えられて  
いる。その大部分は明徳元年<sup>(一三九〇)</sup>から応永十七年<sup>(一四〇〇)</sup>にかけてのもので、明徳の乱後に新たな但馬守護に就任した  
山名時潤の被官等が、温泉寺に対する所領寄進・諸役免除・安堵等を行なつたことをしめす内容である。  
これらは当時の温泉寺が山名氏から篤い崇敬を受けていたことを物語つてゐる。

文書はいずれも後代の書写で原文書は伝わっていないが、四五の寺領関係文書のように当時の地名を知  
りうるものや、四六の湯銭徵収を命じた佐々木成清寄進状など、注目すべき文書が含まれてゐる。しかし、  
四七の冒頭にも四六と同内容同一日付でありながら文言が大きく異なる文書があるし、また四七の最後の  
山名政豊書下写のように、政豊の署名をその死後の院号宗源院と記したものなど、書写の際の誤まりや改  
変も目立ち検討を要する。このような問題を含む文書群には史料番号のつぎに（参考）と付記して注意を  
促した。

もちろん右のような文書も決して架空のものではなく、本来その原型となつた文書が存在していたもの  
と考えられ、史料として重要な意義をもつてゐる。その意味で、様式、文言から作為が明白なために掲載  
しなかつた元久二年<sup>(一三〇五)</sup>の年紀をもつ院主玄豪宛の鎌倉幕府感状も、当時の温泉寺と幕府との関係を窺知させ  
る可能性もある。

一方、温泉寺には古文書のほかに温泉寺縁起帳（四九）、曼陀羅記（五〇）といった、同寺や城崎温泉の起源に関する伝承を記した縁起類が伝えられている。内容は奈良時代を舞台にした伝説であるが、前者は現存する最古の写本が大永八年<sup>(一五六七)</sup>、のもの後者は慶長五年<sup>(一六〇〇)</sup>の成立であるため、本節に収載した。

また、本堂十一面觀音懸仏・本堂木部に中世の年紀をもつ銘があり、これらも最後に掲載した（五一・

## 五二）

### （2）秦忠雄家所蔵文書

秦忠雄家所蔵文書には、多数の近世文書とともに、円通寺領但馬国桃嶋・竹野郷・因幡国津井郷に関する室町時代の文書が伝えられている。本節ではその中から桃嶋に関係するもののみ十点を掲載した（五三）。

これらの文書は、時源以降棟豊にいたる山名氏の歴代当主が円通寺領に対して安堵や諸役免除等を行つたもので、近世の書写と考えられるが、様式・文言から考えて信憑性は高いものである。

一方、このほかに同文書には本文篇でも詳しく紹介された、桃嶋における漁業権安堵に関する三通の文書がある（五四）。これらは様式・文書ともに同時代の文書とは異質で、後代の作為の可能性を否定することはできない。このため（参考）として掲載したが、もちろんこれらの文書についても何らかの根拠が存在したものと考えられ、他史料との照合など今後の検討が待たれる。

（元木泰雄）

## 第一節 摂関・院政期の但馬

一、中納言藤原隆家、事に坐し但馬に配さる

長徳二年(九九六)

〔扶桑略記〕四月二十四日

内大臣藤原朝臣伊周貶ニ謫大宰權帥一、年廿二一、中納言藤原隆家貶ニ遷出雲權守一、年十七一、配ニ流但馬國一、  
件左遷事、元者去正月十六日、花山院移ニ幸故恒德公〔藤原為光〕之家一、内大臣又到ニ彼家一、於レ是内大臣共人等、  
射ニ花山院御在所一、仍事起レ是矣、云々、

二、藤原道長、除目において  
隆家らの左遷を決定する

長徳二年

先レ是於ニ御前一有ニ除目一、ニ、在レ奥一、大臣取ニ副  
除目於笏ニ着レ陣一、以ニ左大弁惟仲〔重〕令ニ清書一、配流  
雜事等委ニ右大將〔藤原頼光〕、此間諸卿依レ仰入ニ陣中一、除目  
(舊民方)清右大將奏聞、召ニ式部丞〔内大臣配流事、花山法皇事、私行二大元法師事等也〕賜ニ下名一、召ニ大内記齊  
名朝臣一、仰ニ配流宣命事射ニ花山法皇事、咒祖女院一并  
固閑勅符事一、〔先レ是令レ警〕召ニ左衛門權佐允亮朝臣一、  
佐〔仰〕下可レ追ニ下權帥一之由上一、允亮朝臣申請、左衛門  
府生〔西志宗〕廷尉相共向ニ彼家一、以ニ左衛門尉源為  
貞一、為下送ニ大宰一之使上一、又追ニ出雲權守隆家一之  
使右衛門尉藤原陳泰〔行〕官符一、及伊豆權守高階信  
順一、淡路權守同道順等任符令レ候也〔作方〕、(中略)  
今朝仰ニ左右馬寮一令レ引ニ御馬一、堪ニ武芸一五位以下、  
依ニ宣旨一令レ候ニ鳥曹司一云々、  
大宰權帥正三位藤原伊周元内大臣、  
出雲權守從三位藤隆家元中納言、

〔小右記〕

四月二十四日

### 三、藤原隆家、但馬に留まる

長德二年

〔栄花物語〕  
浦卷五  
〈の別

〔小右記〕 五月十五日  
伊周・隆家依  
〔押送留事、  
内、右大將・式部大甫・左兵衛督・宰相中將參会、  
領送使言上云々、頭弁行成云、權帥者病間安置但馬國便所一、各令レ請二國  
國便所一、出雲權守安置但馬國便所一、各令レ請二國  
司一、取其請文一可二帰参一者、又信順朝臣申二病由一、  
兼又万死一生、此間暫不レ可二催追一、奉二道順朝臣一  
早可二追下一者、頭談說也、

〔公卿補任〕 長德二年

(中略)

長德二年

四月廿四日坐レ事左ノ降出雲権守一

五月一日赴任才於但馬國二十八

中納言 従三位 同隆家

月廿三兵部卿

まいりに参て、こは何にかと思程に、宣命と云物読む  
なりけり、きけば、太上天皇（花山院）を殺し奉らむとしたるつ  
み一、御門の御母后（御母后）をのろはせ奉りたるつみ一、公家オカヤマチ  
よりほかの人にまだおこなはざる大元（タケシ）の法をわたくし  
にかくしておこなはせ給へるつみにより、内大臣（伊周）を

「筑紫」の帥になしてながしつかはす、又中納言をば出雲権守になしてながしつかはすと云事をよみのゝしるに、宮の内の上下、こゑをとよみみなきたる程の有様、このふみよむ人もあるてたり、（中略）長徳二年四月廿四日なりけり、帥殿はつくしかたなれば、ひつじさるのかたにおはします、中納言は出雲のかたなれば、丹波の方の道よりとて、いぬゐざまにおはする、（中略）中納言の御ともには、左衛門尉延安アチャスと云人は、長谷僧都親修のはらかららの檢非違使也、それぞつかうまつりたりける、（中略）藤原豊子女院二名夫皇も内も、はるかなる御有様をいとゞ心ぐるしう覺しめして、大殿にも猶、ことよろしかるべくなど、院に切に申させ給て、帥殿は攝唐はりまに、中納言殿は但馬たぢまに留給べき宣旨下ぬ、（中略）かくて但馬におはしつきぬれば、國のかみ公家の御さだめよりほかに、さしすゝみつかふまつる事おほかり、中納言殿は心あい行づき給へれば、誰もいみじうぞつかふまつりける、おはしつきぬれば、延安ノフヤスみやこへ帰り参るに、いと心ぼそげなる御有様の心ぐるしさに、我

子とともにゐていきたりける友助トモスケと云をとゞめて、御心にしたがへといひをきて、我は上りける、（中略）かくいふ程に、神無月の廿日あまりの程に、京には母北方ムカヒうせ給ぬ、（中略）但馬には夜をひるにて人參りたれば、鳴々御アマミぞなどそめさせ給、（中略）具徳三年四月にぞ今は召返すよしの宣旨くだりける、（中略）筑紫には御使も宣旨もまだ參らぬに、但馬にはいと近ければ、御むかへのさるべき人ハシメ数も知ず參こみたり、それもいでや面白有事にもあらねど、いとくうれしく覺さる、さてのぼらせ給、五月三四日の程にぞ京に付給へる、

#### 四、但馬国郡司ら国守藤原実経を訴う

治安三年（一〇二三）

〔小右記〕 四月十九日

右中弁章信持藤原「來宣旨」、（但馬国郡司七人令參上、仰云、國解文并院御庄司申文等）、下「給檢非違使ノフヤス」可レ令「定申」者、即下「給同弁」、

## 〔小右記〕

四月二十一日

或云、但馬国郡司七人在「権大納言家」、左衛門志豊道依「宣旨」請取彼等身於「門外腋」禁脱巾云々、但馬守実經〔藤原〕同宿大納言家一欵、父子共失「面目」了、〔藤原道依〕禪閣知二事之不<sub>レ</sub>實所レ被レ行云々、使庁勘問之後真偽可レ知、

## 五、朝廷、国守実經の釐務停止、郡司等の帰国を命ず

治安三年(1033)

## 〔小右記〕

六月二日

## 〔小右記〕 十一月五日

万寿二年(1015)

右中弁章信〔藤原〕、即來、仰下可レ停<sub>二</sub>但馬国司実經釐務一事、郡司給<sub>レ</sub>假等事上、可レ侍〔傍カ〕釐幣〔傍カ〕、宣旨召<sub>二</sub>大外記頼隆<sub>二</sub>問<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、申云、停任宣旨外記所レ承也、至下停<sub>二</sub>釐務<sub>一</sub>宣旨上弁官承レ之、依レ可レ給<sub>レ</sub>官符於本国一者、尤可レ然、仍仰<sub>二</sub>右中弁章信<sub>一</sub>了、

## 六、但馬守実經、絹糸を右大臣藤原実資に贈る

奉幣春日祭<sub>一</sub>、發遣之後念誦經如常、祭使少將行經遣<sub>二</sub>摺袴<sub>一</sub>、但馬守実經〔志カ〕去桑糸六十疋、五十疋俸料此絹頗宜、不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>他國<sub>一</sub>、似レ有<sub>二</sub>芳心<sub>一</sub>、父大納言諷、〔藤原〕前款以

入レ夜左頭中將朝任下<sub>二</sub>給勸<sub>一</sub>問惟朝法師・但馬郡司等一日記・調度文書等上、伝仰云、前日惟朝法師優免了、但馬国朝來郡農桑多勝<sub>二</sub>他郡<sub>一</sub>云々、而郡司等參上、定無<sub>二</sub>其勤<sub>一</sub>、事在<sub>二</sub>農節<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>輕法<sub>一</sub>可レ給レ假、亦<sub>レ</sub>是<sub>二</sub>罪科不<sub>レ</sub>輕、可レ停<sub>二</sub>釐務<sub>一</sub>、是亦輕法者、召<sub>二</sub>遣<sub>一</sub>國司〔藤原〕、〔藤原〕是<sub>二</sub>罪科不<sub>レ</sub>輕、可レ停<sub>二</sub>釐務<sub>一</sub>、

七、但馬守源則理、八幡別宮と争い配流さる

長暦元年（一〇三七）

〔百鍊抄〕 閏四月八日

諸卿定申石清水別宮神人与但馬守則理鬭乱事上、  
仗議之間、雷鳴雹降、

〔行親記〕 長暦元年五月二十日

今日被定明法博士等勘申前但馬守則理朝臣等罪名  
事一、右大臣（藤原美家）以下諸卿於左仗（藤原經輔）被定申一、書定  
文一奏聞、出（左大臣弁）之件事去長元八年、但馬在任之間、  
依レ有二官物負累一、左宿称衆長令レ申其弁間、  
籠停座（宮カ）衆長依レ為二八幡別官司（良子ルカ）別當神人等為  
レ愁一件事一、率二数百人一來二國府近辺一、即依レ有  
レ聞下奪二衆長一並可上入二乱館一、内々造相防之間  
有二中レ矢死亡之者一、因レ之八幡宮以二別当中旨一  
有二愁申一、国司又進二国解一、仍彼年十二月、遣二右  
少史高橋文俊一令レ推ニ問彼此所レ申、即帰ニ參日記

〔扶桑略記〕 長元十年五月二十日

前但馬守源則理配二土佐國一、刑部大輔相奉配二流伊豆國一、散位成流二佐渡國一、凡坐レ事者七人也、

八、但馬守高階仲章、尊勝寺金堂等を造進す

九、平正盛、源義親討伐に

康和四年（一一〇二）

より但馬守に補任さる

嘉承三年（一一〇八）

〔諸寺供養記〕

七月二十一日

〔中右記〕 正月二十四日

次以「藏人頭左中弁重資朝臣」被レ仰「人々勧賞」、  
院別道  
 （中略）從五位上藤信通同、侍  
院別道  
 （中略）藤原宗隆播磨國司舍弟、塔勸賞及親族一、造

（中略）

但馬守仲章高階經藏・中門・廻廊、造「進金堂・講堂・鐘樓・

伊予守明朝臣音堂・五大堂一、觀

若狭守正盛造「進尊勝堂」

播磨守基隆朝臣造「進東西五重塔」

已上蒙「重任宣旨」、此成功各任「此国」、

\*尊勝寺は堀河天皇御願寺で六勝寺の一つ。但馬守は伊予・播磨といった大国と同様の成功を行っており、但馬の富裕さがわかる。

（中略）

今夜除日之中、以「因幡守正盛」遷「任但馬守」、并以「男盛康」任「右衛門尉」、以「平盛良」任「左兵衛尉」、是追「討惡人義親」之賞也、彼身雖レ未「上洛」、先有「此賞」也、件賞雖レ可「然」、正盛最下品者、被「任「第一国」、依「殊寵」者歟、凡「不レ可レ陳」左右」、候「院辺一人、天之与レ幸人歟」

（中略）

裏書云  
受領被レ任次第、

(中略)

但馬守平正盛 元因幡守、依レ追ニ討悪人源義親ニ遷任也、

雖ニ軍功ニ、而下薦身被レ任ニ第一國ニ、世不ニ甘心ニ、就レ中未ニ上洛ニ前也、依レ候ニ院北面ニ也、

一可レ修ニ固池溝堰堤ニ事  
右農務之要、尤在ニ池溝ニ、宜下下ニ知諸郡ニ、早致中修固上ニ也、

\*正盛はこれにより武士の第一人者となる。当時の但馬国は「第一國」と評されている。

一〇、藤原忠隆、但馬守に就任  
し在庁官人に政務を命ず

元永元年（一一一八）

守  
年 月 日

以前条事、所レ宣如レ件、宜レ知ニ此状ニ、依レ件行レ之、  
尤在ニ此事ニ、早以勤行者、  
故宣、

〔朝野群載〕卷二二  
初度宣 但馬初度国司序宣

仰下雜事

一可レ勤ニ仕恒例神事ニ

右國中之政、神事為レ先、專致ニ如在ニ嚴寢ニ、須レ

一可レ勤ニ仕恒例神事ニ  
仰下條事

一可レ令レ注ニ進官物率法ニ事

期ニ一部内之豐稔ニ、一境殷富、乃貢易レ備、百姓安堵、資用已足者、

一可レ修ニ固池溝堰堤ニ事

右農務之要、尤在ニ池溝ニ、宜下下ニ知諸郡ニ、早

致中修固上ニ也、

一可レ催ニ勸農業ニ事

右國以レ民為レ本、民以レ農為レ先、然則乃貢之備、

尤在ニ此事ニ、早以勤行者、

故宣、

〔朝野群載〕卷二二  
諸國雜事上 但馬第二度国司序宣

第ニ度宣

在庁官人等

第ニ度宣

仰下條事

一可レ勤ニ仕恒例神事ニ

一可レ令レ注ニ進官物率法ニ事

右色々率徴一々可レ注ニ進之、

一、藤原隆季、七才で但馬守に補任さる

一可ニ同令レ注ニ進一所目代并郡司・別符司等一事

長承二年(一一三三)

右為レ令ニ尋沙汰一、早可レ注ニ申之、

〔中右記〕 九月二十一日

一可ニ同令レ注ニ進当年田数并国内起請田農料一之

事

右國中之政、農料為レ先、官物為レ宗、早注ニ委

細ニ可レ令ニ進上一、兼可レ致ニ用意一之故也、

(中略)

一可レ参ニ上在序官人等両三人一事

但馬守藤原隆季、播磨守家成息男、  
年七歳廿四

右為レ召ニ問先例国事一、為レ宗之輩、可レ参ニ上

之、

以前条事、所レ宣如レ件、在序官人等宜ニ承知一、

依レ件行レ之、

元永元年十二月九日

右兵衛權佐兼大介藤原朝臣中後

〔台記〕 八月七日

參ニ宇治、但馬湯御下向留る云々、

\*右の二つの文書は国守が就任後最初に在序官人に命じた政務内容を示す貴重なもの。

\*「台記」の記主藤原頼長は當時内大臣。攝政・關白忠実の次男。

康治二年(一一四三)

## 第一節 摂関・院政期の但馬

一三、温泉寺、八条院領に含まる

安元二年（一一七六）

出雲国来海

美作国坪和

肥後国豊田

弘誓院御庄々

〔高山寺聖教類裏文書〕

八条院領目録

〔官省庄々目六〕  
（端裏書）

安樂寿院御庄庄

（中略）

□□□院御庄々  
（欽喜光方）

（後欠）

\*本文書は次の文書の前半部分と考えられる。

〔高山寺聖教類裏文書〕

内閣文庫蔵  
山科家古文書  
八条院領目録

（中略）

安元二年一月 日

\*本文書は温泉寺の史料上初見である。八条院は鳥羽法皇の皇女  
で大莊園領主として有名。

（前欠）

摂津国富嶋 宿野  
甲斐国鎌田

（中略）

已上、帶二 官符一之、

一四、治承二年（一一七九）政変により但馬  
守源信賢解官される

伊勢国蘇原

近江国比牟礼

廣瀬社

但馬国河合・温泉両寺 多々良木

〔玉葉〕 十一月十七日

今日有<sup>二</sup>解官除目等<sup>一</sup>、載<sup>レ</sup>左、  
治承三年十一月十七日解官、

(中略)

但馬守源信賢、

\*信賢は後白河院近臣。「山槐記」同日条にも同内容の記事がある。

一六、平經盛知行国但馬より兵乱米を徴収す  
治承四年(一一八〇)

〔山槐記〕十一月十日

陰晴不<sup>レ</sup>定、及<sup>レ</sup>晚雨雪間降、未<sup>タ</sup>剋參<sup>(高倉)</sup>新院<sup>一</sup>、(中略)

右中弁兼光朝臣奉<sup>二</sup>新院仰<sup>一</sup>、召<sup>二</sup>兵亂米於諸國<sup>(俄カ)</sup>、返事且到来之由申<sup>一</sup>〔時志〕大理<sup>一</sup>、能登平宰相朝<sup>二</sup>、但馬修理大夫<sup>一</sup>經領状、紀伊・佐渡<sup>〔上兩國中納言〕</sup>頼盛知行国、力不<sup>レ</sup>及之由申、

〔玉葉〕十一月十九日

今夜又有<sup>二</sup>除目<sup>一</sup>云々、

除目、

(中略)

但馬守平經正、兼、

(中略)

治承三年十一月十九日

\*經正は經盛の男「山槐記」同日条にも同内容の記事がある。

## 第一節 公武の政争と 莊園の動き

衛尉盛継、去年之比隠「居丹波国」、彼同存「会稽之志」歟、於「當時」者難レ知「在所」、曾不レ定「二所」云々、

一七、幕府、後藤基清に平盛継追討を命ず

建久四年（一一九三）

〔吾妻鏡〕 三月十八日

平家与党越中二郎兵衛尉盛継已下隠「居近国」之由有「風聞」、早可「追討」之由被レ仰「兵衛尉基清」云々

（参考）平盛継、丹波付近に潜伏す

建久三年（一一九二）

（参考）平盛継、但馬で捕えらる  
〔平家物語〕 流布本卷第十二

平家の侍越中次郎兵衛盛嗣は但馬国へ落行て氣比四郎道弘が聟になつてぞゐたりける、道弘、越中次郎兵衛とはしらざりけり、され共錐袋にたまらぬ風情にて、よるになればしうとが馬ひきいだいてはせひきしたり、海の底十四五町、廿町くゞりな(こ)どしければ、地頭守護あやしみける程に、何としてかもれ聞えたりけん、鎌倉殿御教書を下されけり、「但馬国住人朝倉太郎大夫高清、平家の侍越中次郎衛盛嗣、当國に居住のよしきこしめす、めし進せよ」と仰下さる、氣比四郎は朝倉大夫が聟なりければ、よびよせて、いかゞしてからめむずると儀するに、「湯屋にてからむべし」  
（中略）推問之間申云、更無「同類」、但越中次郎兵  
於「武藏国六連海辺」、囚人上総五郎兵衛尉忠光梶首、

〔吾妻鏡〕 二月二十四日

とて、湯にいれて、したたかなるもの五六十人おろしあはせてからめむとするに、とりつけばなげたおされ、をきあがればけたおさる、互に身はぬれたり、とりもためず、され共衆力に強力かなはぬ事なれば、二三十人ば（ツ）とよ（ツ）て、太刀のみね長刀の筋にてうちなやしてからめとり、やがて関東へまいらせたりければ、御まへにひ（ツ）すゑさせて、事の子細をめしとはる、「いかに汝は同平家の侍といひながら、故親にてあんなるに、しなざりけるぞ」、「それはあまりに平家のもろくほろびてましく候間、もしやとねらひまいらせ候つるなり、太刀のみのよきをも、征矢の尻のかねよきをも、鎌倉殿の御ためとこそしらへも（ツ）て候つれ共、是程に運命つきはて候ぬるうへは、とかう申にをよび候はず」、「心ざしの程はゆゝしかりけり、頼朝をたのまばたすけてつかはんは、いかに」、「勇士二主に仕へず、盛嗣程の者に御心ゆるしし給ひては、かならず御後悔候べし、たゞ御恩にはとくく首をめされ候へ」と申ければ、「さらばきれ」とて、由井の

浜にひきいだひて、き（ツ）て（ツ）げり、ほめぬものこそなかりけれ、

〔平家物語〕 長門本卷第二十 惠七兵衛景清事

越中次郎兵衛盛次は都にも安堵し難くて、但馬国に落行きて氣比權守道広か許にかくれ居たり、人是をしらず、始は廐につかはれて馬をそ飼ける、馬をもよく飼けり馬あらひに出つゝ、馬に乗て馳たりあか、せたり物射まねなんとしけり、後には道広か娘の有ける方へ遣はして、今参の能くつかはるゝそ、とのゐなどさせよとて遣はしけり、次第に在つる程に、いかゝしたりけん、彼娘に近付て、よな／＼忍ひて通ひけり、錐囊をとをする風情にて隠なかりけり、道広も、越中次郎兵衛盛次にてありと知てけり、盛次忍ひ度々京へ上で、年比知りたりける女の許へそ通ける、或夜、彼女、さても何くにおはするそ、かやうに昔のよしみを忘れ給はで、情をかけ給へは、露おろそかに思奉らすと懇に

申ければ、我は但馬国氣比權守道広と云者の許にあり、  
あなかしこ、人に披露すなどと語ける、鎌倉殿より越  
中次郎兵衛盛次をからめも討もまゐらせたらん者は、  
勧賞を可被行よし鎌倉殿より披露あり、いつくにか隠  
居たらん、擣めて蒙勧賞はやとそ申ける、盛次かさは  
かり披露すなど打とけてかたりたるに、女のうたてさ  
は、わらはこそ次郎兵衛があり所はしりたれと申たり  
ければ、男よろこびて、女によく／＼尋問て、鎌倉殿  
に此由を申す、頗て氣比權守道広に仰て、からめて参  
らすへき由、建久五年の比仰られにけり、道広境節大  
番にて在京したりけり、吾身は下らす、妹聟朝倉大夫  
高清并家人等に越中次郎兵衛盛次からめてまいらせよ、  
相かまへてにかすなとそ申たりける、たやすくも討へ  
くもなかりければ、温室にて擣むへしとて、温室にお  
ろして、した、かもの七八人用意したり、盛次温室に  
おりけるに、腰刀に帶を巻て、温室の内のなげしにそ  
置ける、是用心のため也、盛次、温室にをりたり、此  
七八人のもの、からめんとす、盛次さしりたるとて、

己等には一度もからめらるましきそといひて、温室の  
内をはしり出たり、にけもかくれもしつるものならは、  
權守か大事になるへし、又からめられすしてあらは、  
覚束なくも恐しくも、汝等おもはんすれば、にくまし  
縄にてはしはらるましといひて、帶をもて、心としは  
られけり、氣比權守、盛次を鎌倉殿へ參らせたりけれ  
ば、盛次を召出で、いかに汝は平家の侍ながら、平家  
の一門にてあんなるに、西海の浪の上にて、平家の人々  
と一所にて討死をもなとせざりけるそと仰られければ、  
平家の公達、させらるし出したる事もなくてほろび給ぬ、  
よき主をも取候かとてこそ残り留て候へとそ申ける、  
抑汝は九郎につかはれけるなど仰られければ、さる事  
候き、若や伺奉候とて、近付奉候しかとも、判官殿、  
意得たりけにて、心ゆるしも候はず、夜は御ふしとも  
人にしられすしておはしまし候しかは、おそろしくて、  
をのつから走向には見参に人事候しか共、御目をはた  
と見合候ておはしまし候しかは、少もすきま候はて、  
組進らせんと思ふ心も候はす、都を落ちさせ給て後は、

御心おかせ給て、在所をも知せ給ねは、さてこそ候しか、其後は腰刀のかねよきも、征矢の尻のかねよく候

も、鎌倉殿の御為とこそ、をしみ持て候つれとも、今は運尽て、かく召とられ候ぬるうへは、力及はずとこそ申けれ、鎌倉殿うちうなつきて、是等生て召つかは、

やと思給けれ共、平家侍の中には、これら一二の者也、

虎を養ふ愁ありとて、終に盛次きられにけり、大名小

名惜まぬ人もなかりけり

六条宮遷「坐但馬国」給、法橋昌明可レ奉「守護」之由、  
相州・武州加「下知」

### 一九、親王は室の朝倉へ下向す

〔承久記〕 慈光寺本

七月廿四日、六条宮ヲハ、但馬ノ室ノ朝倉ニ流シマイラス、此宮ヲハ、取分、宣陽門院ノ御子ニシマイラセラレテ、モテナシカシツキ給ヒシニ、唯女房殿上人三四人ニテ出サセ給シモ、アサマシカリシ事トモナリ、

〔承久三年（一一二二）〕

### 一八、幕府、雅成親王を但馬に配流す

〔承久三年四年日次記〕 七月廿四日

六条宮雅成行「啓但馬國」、

\*「公卿補任」「百練抄」にも同様の記事がある。

〔皇代歴〕 承久三年七月二十日

三品雅成親王六条宮奉レ移「但馬国」、中宮大進長宗供

奉云々、

〔吾妻鏡〕 承久三年七月二十四日

〔皇代歴〕 承久三年七月二十四日

六条宮下ニ向但馬国ニ、

(参考)

〔雅成親王御由緒書〕

雅成親王奉守護伝來記

黒木ノ御所ニ住ミ給フ事  
則チ當國ノ守護代、長ノ九郎義泰預リ奉テ、城崎郡高  
屋ノ郷ニ黒木ノ御所ヲ建テ、長井治郎田結庄三郎是ヲ  
守護ス、則チ右黒木ノ御所高座村ニ、于今於テ其旧跡残レリ

原本井奥ト申ス家之祖者往昔ハ伊和挾ミト称ス、(中略)

然ルニ本井伊和挾ミ、天元年中当テ、本井谷ヨリ再転シ、即今当村之西之宮ト号セシ地ヲ開キ、高岡生

塩八杵古礎ト号シ、草宇大家ヲ営テ、本井奥ト名ヲ改メ、族属干茲住居セシハ凡十世、年経三百有余年伝フ、

是ヲ中昔ト云ヘリ、時ニ当テ、本井奥家ニ二女子有テ、男子ナキヲ悲際、承久三年七月於テ、雅成親王尊、當國幸臨シ賜フヨリ、彼之高岡生塩八杵古礎ト号セシ地ヲ改、高屋村西之宮黒木御所ト称シ、御館ヲ奉建立、御所様ト称シ遷座シ賜ヒ御守護候処(下略)

〔但州発元記〕 四ノ宮雅成親王、当國へ左遷セラレ玉ヒテ、長九郎義泰之ヲ預リ奉リ、城崎郡高屋ノ谷

去月下旬從三位行治部卿藤原範基卿薨、年来飲水之病、

〔明月記〕 七月一日

一一、藤原範基、但馬の所領にて死去す

嘉禄二年(一二二二六)

田結庄濫妨事、被停止御下知状献覽之、恐々謹言、  
閏十月九日 北条義時 陸奥守(花押)

二〇、執権北条義時、田結庄に  
対する濫妨停止を命ず  
承久三年(一二二二一)

每度称「木崎湯治」、在「但馬国所領」之間終レ命云々、其本性飲酒如「陳後主」、權勢之時為「贈□□聟一嗜一飲食」、離別之後衰損、

\*範基の死去は「公卿補任」によれば、六月三十日。

一一、氣比水上莊等、尊守法親王門跡領となる

寛喜三年(一一三二)

〔門葉記〕  
後堀河天皇

應下任「比丘尼觀如讓」、為中無品尊守親王家門跡領上

諸國庄園伍箇處事

大和國壱所 曾我庄

但馬國壱所 氣比水上庄

備中國式箇處

草壁庄 縣主保

あじろすぎむすぶのうらのあさひかけ  
はるかにいづるあまのうけぶね

〔夫木和歌抄〕

うら

正三位知家卿

寛喜三年四月廿五日 左大史小楨宿祢判奉

一二、藤原知家、結の浦にて和歌を詠む

病入「五内」、命在「一瞬」、平生之時、為レ定「遺跡事」、相「副調度文書等」、永所レ讓「進于養君綾少路無品親王家」也、是則雖レ有「所生之長女」、別所レ令レ進「御門跡領」也、所詮、於離懇志、偏奉レ馮ニ其級引「之故也、然則為レ停」止向後之濫妨「、宜レ為「相伝之御領」也、望請天裁、任「申請之旨」、為「法親王家御領」、更不レ可レ有「牢籠」之由、欲レ被レ成「賜官符」者、右少弁藤原朝臣信盛伝宣、權中納言藤原實基宣、奉レ勅依レ請者、

右、得「觀如今月廿日解状」称、件庄園伍箇處者、觀如相伝之私領也、多年領掌之間、敢無「他妨」、而今

\*知家の來遊時期不明、暦仁元(一一三八)年出家によりここに収む。

二六、安嘉門院、城崎温泉に入湯す

文永四年（一二二六七）

二四、雅成親王、但馬の配所で死去す

建長七年（一二五五）

〔百鍊抄〕 二月十日

但馬宮雅成親王  
後鳥羽院皇子、於二配所但馬一國、令二入滅一給、

その年、長月の頃、左の大臣近衛殿後醍醐天皇の日野山庄へ、  
一院・新院・大宮院御幸あり、

二五、西園寺実雄、但馬への途次に和歌を詠む

（中略）

その同じ頃、安嘉門院、丹後の天の橋立御覽じにておはします、それより但馬の城の崎のいで湯めしにして下させ給ふ、為家の大納言、光成の三位など、御供仕うまつらる、

おもひおく宮この花の面影の

たちもはなれぬ山のはの雲

〔外記日記〕

八月十六日

\*この和歌は弘長元（一二二六一）年ごろの作と考えられる。

近曾、安嘉門院御幸丹波國天橋立後云々

〔増鏡〕 増補本系卷第九 北野の雪

後嵯峨院ら日野御幸・安嘉門院天の橋立御覽

二七、守護太田政頼、国内所領  
を調査、大田文を作成す

弘安八年(一二八五)

〔但馬国大田文〕

但馬国太田文

太田太郎左衛門尉政頼  
弘安八年之註進

(中略)

城崎郡

(中略)

法勝寺領 領家真乗院僧正 預所教王院三位法印

公文太田左太郎  
政頼

田所下鶴井三郎

秋正後家人

田結郷

地頭平井小太郎入道

三町四反百六拾分内

國別當教連

温泉寺

九反小

小社

七反小

國神主祝下次官資経

下鶴井庄 二十六丁一反百十分

河成 八丁八反式百三十五分

仏神田 九反

四庄官雜免 三町八反百六拾二分

定田 十二町五反十三分

白川千体阿弥陀堂領 領家左兵衛督局 地頭太田太郎左衛門尉政網跡

氣比庄 五十町一反式百九十分内

氣比村 地頭太田左衛門太郎政頼  
三十四町三反二百五拾分

地頭藤巣人重直

上山村 四町三反三百五十分

立野村 十一町二反五拾分

地頭太田左衛門次郎政員

十一町二反五拾分

本庄村畠 六町四反

地頭太田左衛門三郎政光

(中略)

## 二八、氣比水上莊領家、地頭の争論裁決さる

永仁元年(一一九三)

領家嵯峨大臣家  
田結庄 八十町六反 地頭安芸左近歳人重近女子

仏神田 拾町六反

定田

七拾町

(中略)

右註進如レ件、抑隨ニ催促ニ出ニ注文ニ之所者、就ニ其

状ニ註進之、度々雖ニ相触ニ不ニ叙用ニ輩事者、雖

レ須ニ注進言上ニ、日數延引之條依ニ有ニ其恐ニ、且

任ニ建久・建治之帳ニ註進之、於田 破失

地者雖レ不レ被ニ仰下ニ至前田代 破失

所入之彼畠地也、又雖帶地頭職 破失

本自令レ勤ニ仕御家人役ニ來輩 破失

注分之、謹令註進言上之状如レ件

弘安八年十二月 日守護人大江 破失

〔清水寺文書〕 関東下知状案  
〔端裏書〕  
「関東御下知案 氣比水上庄之事」

但馬国氣比水上庄雜掌行如与地頭大田左衛門太郎政頼  
相論所務条々

一正吉名事

右訴陳之趣、子細雖レ多、所詮、於ニ当庄ニ者、云ニ  
下地ニ、云ニ所務ニ、条々致ニ相論ニ之處、去弘安五

年二月相互就レ出ニ和与状ニ、同年七月九日於ニ六波

羅ニ成ニ下知状ニ畢、爰如ニ彼状ニ者、恒重ニ為延・

正吉事、令ニ公平ニ、於ニ下地ニ者、領家地頭共可

レ致ニ沙汰ニ之、而恒重ニ為延兩名者、任ニ下知状ニ

無ニ其煩ニ、限ニ正吉名ニ、政頼背ニ下知状ニ、致ニ

押妨ニ之由、行如申之処、於ニ正吉名ニ者、亡火政  
綱同本名主為員之平名負物代取流畢、而間依レ讓ニ

与大江氏ニ、給ニ安堵御下文ニ畢、有レ限於ニ年貢ニ者、

不レ可レ有二解怠之旨、政賴雖レ陳レ之、不レ備レ進讓状并御下文之間、非レ○<sup>無</sup>不審之上、政綱者、弘安四年死去畢、政賴就レ出二和与状、給二下知事者、同五年也、於レ令二各別者、争可レ書二載和

レ載二度之陳状、不注申之間、不存知之旨、政賴所レ陳非レ無子細、仍不レ注三進名字之間、當時不レ及沙汰焉、

### 一色畠事

右当庄一色田地者、一向可レ為二領家進止旨、政賴就レ載二和与状、被レ成二下知状之、任二彼状、政賴代官左近人道好忍、立レ堺令二打渡一畢、至二件堺田畠者、可レ准二一色田之由、行如申之處、好忍不レ相二触正員、為二代官之身、打二渡田畠之条、難レ被二信用之上、縱雖レ打二渡田地、爭可レ混二領畠地一哉、於二当庄畠者、云二山畠、云二惣畠、領家地頭相共可レ致二沙汰也、載二和与状之旨、政賴陳レ之者、一色田内之畠地者、令二各別否、尋二問当国之例、可レ有二左右矣、役一也、若件百姓等中、尚以有二不法之輩者、隨レ被二雜掌注申、可レ令レ改二補其職者也矣、而於二彼名々者、地頭一方令二進退之由、行如申之處、隨二注申、在所可レ被二其沙汰之旨、雖

### 一重領名田事

右如二同和与状之、彼重領名田等、自今以後、補二置名別一人之百姓、可レ令レ究二濟御年貢井之課、若件百姓等中、尚以有二不法之輩者、隨役一也、若件百姓等中、尚以有二不法之輩者、隨レ被二雜掌注申、可レ令レ改二補其職者也矣、而於二彼名々者、地頭一方令二進退之由、行如申之處、隨二注申、在所可レ被二其沙汰之旨、雖

右行如則至レ漁者、領家地頭相共可レ致二半分沙汰之由、被レ載二者下知二之旨申レ之、政賴亦於二鵜繩魚者、可レ為レ所レ載二和与状之間、可レ為二地頭

進止一由陳レ之者、至二河海漁一者、准<sup>(先カ)</sup>二去下知状一、

相共<sup>可レ</sup>為二半分之沙汰一矣、

一西光寺畠事

一脊繼畠事

一白山社事

一新羅宮事

右已上四ヶ条、行如則於二当庄一者、仏神講田畠者、

可レ為二領家進止一之由申レ之、政頼忽於二地頭寄進

分二者、可ニ進止一之上、於二田地一者、不レ載ニ和与

状一之旨陳レ之、爰如<sup>二先下知状一</sup>者、惣神主并惣講師

職及神田講田等事、任<sup>二先例一</sup>、同可レ為二領家進止一、

但於二地頭寄進地一者、可レ為二地頭進止一之者、彼畠

者、領家寄進之地内也、而地頭背<sup>二下知状一</sup>押妨由、

行如申レ之、爰於二田地一者、雖レ載ニ和与状一、至

レ畠者除レ之畢、当庄畠者、相共<sup>可レ</sup>致<sup>二沙汰一</sup>之由、

下知状分明之旨、政頼雖レ陳レ之、為二領家進止内一条、

政頼不<sup>ニ</sup>論申<sup>二</sup>之間、難レ混<sup>ニ</sup>領惣畠一欵、仍所レ為二

領家進止一矣、

一 清水寺畠事

右、行如則為二領家進止一之由申レ之、政頼亦有<sup>ニ</sup>由緒一、

地頭知行之由雖レ陳レ之、所レ立<sup>ニ</sup>申証拠<sup>一</sup>之間、領家

進止之条、無<sup>ニ</sup>異儀<sup>一</sup>欵、仍可ニ領家進止一焉、

以前条々、依<sup>ニ</sup>鎌倉殿仰<sup>一</sup>、下知如レ件、

永仁元年九月十二日

陸奥守平朝臣

相摸守平朝臣

在判

二九、氣比水上莊、龜山院仏事用途を負担す

嘉元三年(一三〇五)

〔龜山院崩後仏事記〕

龜山上皇仏事用途定文

見返し書  
御仏事并用途事<sup>押紙等守三行之仁</sup>為出井親押之

条々

(中略)

## 一 御仏事用途事

(中略)

同<sup>(安院)</sup>  
氣比水上三千疋前右府<sup>(付表)</sup>

〔竹内文平氏所藏文書〕

昭慶門院御領目錄

三〇、氣比水上莊、大宮院領に含まれる  
嘉元四年(一一三〇六)是以上、  
公衡<sup>(西園寺)</sup>依レ仰書レ之、  
是以下宸筆也、

右、件庄々、中陰并一廻仏事料所也、此内已經二課役一、或作事料所之由申仁有レ之、始終令二知行一者、

何被レ致<sup>(ママ)</sup>二隨分課役一哉、多年奉公可志<sup>(之カ)</sup>、可レ露<sup>(ノ)</sup>頭此時一之由、殊可<sup>(ニ)</sup>相触<sup>(一)</sup>、若無レ故申<sup>(ニ)</sup>子細<sup>(一)</sup>之輩、  
定有<sup>(ニ)</sup>後悔<sup>(一)</sup>欵、此上加<sup>(ニ)</sup>商量<sup>(一)</sup>、可レ被<sup>(ニ)</sup>申沙汰<sup>(一)</sup>、土御門院御領  
氣比水上<sup>(源惠僧正御年貢五百疋)</sup>  
(中略)

## 一 序分

(中略)

## 一 大宮院御領

## 御領目錄

土御門院御領  
氣比水上<sup>(源惠僧正御年貢五百疋)</sup>  
(中略)

(中略)

右、所々可レ有<sup>(ニ)</sup>御管領<sup>(一)</sup>之由、院宣所レ候也、以<sup>(ニ)</sup>此旨一、可下令レ申<sup>(ニ)</sup>入昭慶門院<sup>(一)</sup>給上、仍執達如レ件、

嘉元四年六月十二日

右衛門<sup>(吉田定房)</sup>謹上 高倉前宰<sup>(経守)</sup>相殿

\*大宮院は後嵯峨天皇の皇后、藤原姞子

三一、元弘元年後醍醐天皇の  
皇子、但馬に配流さる

〔太平記〕 卷第四 笠置城被攻落事件

笠置城被攻落一刻、被召捕給し人々の事、去年  
は歳末の計会に依て、暫く被閣ぬ、新玉の年立返れ  
ば、公家の朝挙武家の沙汰始りて後、東使工藤次郎左  
衛門尉、二階堂信濃入道行珍一人上洛して、可レ行  
死刑一人々、可レ處流刑一国々、関東評定の趣、六波  
羅にして被レ定、

(中略)

第四の宮は但馬國へ流奉て、其国の守護大田判官に預  
らる、

\*第四の宮は静尊法親王。ただし史料三二には第六の宮が但馬に  
配流されたとある。

〔太平記〕 卷第八 主上自令レ修金輪法給事付千種  
殿京合戦事

京都數箇度の合戦に、官軍毎度打負て、八幡山崎の  
陣も、既に小勢に成りぬと聞へければ、主上天下の安  
危如何有らんと、宸襟を被レ惱、船上の皇居に壇を  
被レ立、天子自金輪の法を行はせ給ふ、其七箇日に當  
りける夜、三光天子光を並て、壇上に現じ給ければ、  
御願忽に成就しぬと、憑敷被思召ける、  
「さらばやがて大将を差上せて、赤松入道に力を合  
せ、六波羅を可レ攻」とて、六条少将忠顯朝臣を、頭  
中将に成し、山陽山陰両道の兵の大将として、京都へ  
被指向、其勢伯耆国を立しまで、僅に千余騎と聞  
へしが、因幡伯耆出雲美作但馬丹後丹波若狭の勢共馳  
加はて、程なく廿万七千余騎に成にけり、又第六の若

宮は、元弘の乱の始、武家に被レ囚させ給て、但馬国へ被レ流させ給ひたりしを、其国の守護大田三郎左衛門尉取立奉て、近國の勢を相催し、則丹波の篠村へ参會す、大将頭中將不レ斜悦て、即錦の御旗を立て、此宮を上將軍と仰ぎ奉て、軍勢催促の令旨を被<sup>二</sup>成下けり、（中略）千種頭中將我勢の多をや被レ憑けん、又獨高名にせんとや被レ思けん、潛に日を定て、四月八日の卯魁に、六波羅へぞ被レ寄ける、

（中略）

官軍も武士も諸共に、義に依て命を輕じ、名を惜て死を争ひしかば、御方を助て進むは有れども、敵に遇て退くは無りけり、角てはいつ可レ有<sup>二</sup>勝負<sup>二</sup>とも見へざりける處に、但馬丹波の勢共の中より、兼て京中に忍て人を安置たりける間、此彼に火を懸たり、時節辻風烈く吹て、猛煙後に立覆ひければ、一陣に支へたる武士共、大宮面を引退て、尚京中に扣へたり、六波羅を見て、弱からん方へ向けんとて、用意に残し留たる佐々木判官時信、隅田、高橋、南部、下山、河野、

陶山、富樫、小早河等に、五千余騎を差副て、一条一条の口へ被レ向、此荒手に懸合て、但馬の守護大田三郎左衛門被<sup>一</sup>打にけり、

\*第六の皇子は恒良親王、ただし史料三一には第四の宮靜尊法親王が但馬に配流されたとある。

## 第三節

## 南北朝の動乱と 下剋上の時代

三三、下鶴井荘公文職、清水寺に寄進さる

貞和四年（一二三四八）

〔清水寺文書〕

今川頼貞寺領寄進状

奉<sup>一</sup>寄附<sup>一</sup> 播磨国清水寺

但馬国下鶴井公文職事

右、為<sup>二</sup>天長地久<sup>一</sup>両殿安隱<sup>（通）</sup>現當悉地<sup>一</sup>、所レ奉レ寄<sup>一</sup>付

當寺<sup>一</sup>也、仍寄進之状如<sup>レ</sup>件、

貞和四年十二月廿三日

〔今川頼貞〕  
前駿河守源朝臣（花押）

三四、下鶴井荘公文分田畠坪付を注進す  
〔清水寺文書〕 下鶴井荘公文分田畠坪付注文案

〔<sup>（通）</sup>下鶴井公文職文書案〕

注進但馬国下鶴井御荘公文御分田畠坪付

并色々御年貢等事

合

得光本田 八段五十歩<sup>（通）</sup>雜米田半

重光本田 五段百步<sup>（通）</sup>雜米田 式段小

已上壱町六段九十歩内

五段 くしたに 武段半 はすまち

小<sup>（近年荒）</sup> ふか田 武段 あかさき

小<sup>（新開）</sup>

はしつめ 壱段半

半 よこののおき 半

参段 えのむかい 半

壱段 うしま

ひしをいり

かめしり

伊与長社神田

七月七日御まつり料

壱段

壱町千段大内小あれ神田

反（垣  
入）をいり

\*本文書は年不明であるが、前出文書と関係すると思われる。

三六、吉田兼好、城崎よりの帰途に和歌を詠む

〔兼好法師集〕

花のさかりたしまのゆより　かへるみちにてあめ  
にあひて

藤花  
しほらしよ山わけ衣春雨に

しつくも花もにはふ袂は

\*兼好の来遊時期は不明。貞和六年（一二三五〇）没によりここに

収む。

〔清水寺文書〕

比丘尼法覺領家職寄進状案

三五、氣比水上莊領家職、清水寺に寄進さる  
卓和五年（一二四九）

奉（二）寄附一　播磨国清水寺

但馬国氣比水上庄領家職事

右件所領者、比丘尼法覺重代相伝地也、然而依レ有（一）  
彼寺志（一）、手繼文書共奉（二）寄進（一）処也、仍寄（二）進之（一）  
如レ件、

貞和五年三月十一日　　比丘尼法覺 在御判

合

三七、氣比莊、康正二年（一二四五六）の内  
裏造營の段錢を負担す

〔康正二年造内裏段錢并国役引付〕

七貫三百十八文、（六月十五日）同前、北野社領但馬国氣比莊  
(中略)　(加送狀アリ、請取出)

惣已上、三千五百五十四貫八十三文、

三八、足利義政、氣比莊等を北野社に返付す

長禄二年（一四五八）

〔北野神社古文書〕

足利義政御判御教書案

北野宮寺領、河内国八箇所（中略）但馬国氣比庄（中

略）飛驒国荒木郷等事、如レ元所「還付」也、早法眼

禪親并西京神人中領知、不レ可レ有「相違」之状如レ件、

長禄二年四月十六日

右近衛大将源足利義政朝臣 在判

三九、飯尾尾祇、但馬二見浦に来遊す

〔宗祇法師諸国物語〕

文月末、但州二見浦を見にまかりける、

伊勢に同じ名所あり、過こし春は勢州のその浦を見しに、秋の今は引かえて又、この國のここにたどる、

能因の都の霞白川の秋風とよみしに、やう替りけりと  
俳諧して過ぐ、

花を東 月かげ西に 一見かな

\*宗祇來遊は文正元年（一四六六）と推定される。

四〇、北野社、氣比水上荘等還付を幕府に訴願す

延徳三年（一四九一）

〔北野社家日記〕

五月六日

天氣殊勝

一、今日社家奉行披露番之間、所々事如レ此申上也、  
同注進所々如レ此、

当社領諸国所々事、以「注文別紙」令「言上」候、  
或守護押領、或寄「事於左右」、有名無実之条、  
御祈禱及「退転」候、任「當知行之旨」各被レ成「  
下御下知」候者、可レ為「御祈禱之專」候、若據卷  
申儀候者、任「御法」可レ預「御成敗」候、此旨  
可レ然様可レ有「御披露」候、恐々謹言、

五月三日

禪予

松田丹後守殿

北野社領諸国所事、

(中略)

一、丹後國時武保 同景垣名  
一、但馬國氣比庄氷上

領家

以上、延徳三年五月日

松母院  
禪予

四二、山名政豊、氣比莊返付す

守護代

べき旨を北野社に報ず

〔北野社家日記〕 三月七日

天氣快晴、

(中略)

四一、氣比水上莊等の北野社への返付命ぜらる

延徳三年(一四九一)

〔北野社家日記〕

七月五日

天氣殊勝、(中略) 所々御奉書今日如レ此、

(中略)

北野宮寺領但馬國氣比氷水上庄領家事、近年押領之間、

嚴密神事退転、太不レ可レ然、所詮不日沙汰一付社

家雜掌、被レ全ニ所務、可レ被レ遂ニ神事、更不レ可レ有ニ難渋一由被一仰出一也、仍執達如レ件、

五月六日

長秀判  
為規同一、自二山名殿義昌一御書拝領、但州氣比庄為レ如ニ國御本意一者、可ニ返付一由在レ之、同村上方書状在レ之、即以二内田美吉一御返事申入也、

四三、天文一五五〇九年左兵衛督飛

鳥井雅教ら、城崎に来遊す

〔温泉寺縁起紙背〕

天文十九年九月下旬、飛鳥井左兵衛頭雅教卿（音）、被レ御  
「同一道御屋形様御入湯」之時、於「当寺」有「御鞠・  
御歌一、興行可レ有之処、御盃參公私沈醉、及レ暮御  
下向無念也、

\*「御屋形様」は鷹司忠冬か。

四四、氣比莊、北野社領に含まる

〔北野社領諸國所々目録写〕

北野社領諸國所々目録

一 丹波国船井庄

（中略）

一 但馬国氣比庄郷庄

（下略）

\*本文書は年不明のためここに収める。

## 第四節 温泉寺所蔵文書

(温泉寺寺領田地目録) 応永十七年(一四二〇)

但馬国城崎郡温泉寺寺領田地之事

壹段 ホイロ

壹段 カマイ田

明徳元年(一三九〇)

壹段 長ミソ通ミソ

壹段 二王口谷カ

壹段 ヨキノツホ

壹段 田所

壹段 フガ田

壹段 ユアイ

壹段 田所

壹段 ヨコナワテ

壹段 大門ノ前

壹段 橋ノツメ

壹段 坂本

壹段 サト房

壹段 アシキリ

壹段 スミ谷

壹段 田所

壹段 カウハ

壹段 タカハタ

壹段 アシキリ谷ノ上

南限大道

已上式町壹段

応永十七年三月三日

通泰判

右之山林、温泉寺之薬師堂永代奉<sub>二</sub>寄進<sub>一</sub>者也、為<sub>一</sub>現世安穩後生善所<sub>一</sub>、仍寄進之状如レ件、

明徳元庚年

九月八日

藤原真近在判

(温泉寺鎮守権現祭礼用途下地書上)

温泉寺鎮守権現御祭礼下地事

田 壱町壹反

畠 壱町壹反

是ハ正・五・九月五日御幸分

応永十七年五月七日 通泰判大田垣

為「後証」所「定封」也

四六、(参考)佐々木成清、温泉寺

造営料の湯銭徵収を命ず

応永十一年(一四〇四)

(佐々木成清寄進状写)

但馬国城崎郡末代山温泉寺迦藍造栄寄御寄進事、

湯銭人別拾文宛寄進造栄寄御成敗也、

一天泰平、国土豐饒、御願円満之御祈願、所ニ仰被於レ下都於末代違背変政改カ輩者、本尊之可レ蒙ニ御罰者也、  
仍而ニ為レ備ニ末代龜鏡一、奉ニ寄進一如レ件、

応永十一年甲申

正月十一日 佐々木成清判

城崎郡温泉寺造栄寄進状事

右當寺者在所無雙之大伽藍、無緣孤独之靈像也、然間

於「毎年湯治之貴賤」、以「人別十文宛」之少寄進、「可レ有」造営興行「御成敗也、仍未代無「退転」、以

温泉寺別當祐範

一味同心御免状旨「所「申定」如レ件、

応永十一年甲申正月十一日

佐々木成清判

\*次号文書も同年月日、同内容を伝えており検討を要す。

四七、(参考)山名氏被官等、温泉寺  
に種々の寄進を行う

応永十一年

\*本文には近世的表現もあり検討を要す。

(大田垣通泰寄進状写) 応永十七年(一四一〇)

温泉寺別当

(大田垣通泰寄進状写)

応永十七年

但馬城崎郡田結郷温泉寺寺領田地之事

合八町五段田坪

湯嶋田地之内<sup>ニ</sup>而御寄進申所并山林竹共<sup>〔根力〕ニ</sup>無<sup>ニ</sup>相違<sup>ニ</sup>以

後末代別条不レ可レ有候、為<sup>ニ</sup>末代御寄進状<sup>〔根力〕</sup>亀鏡<sup>ニ</sup>如

レ件、

応永十七年三月三日

通泰判

温泉寺別當

(大田垣通泰寄進状写)

応永十七年

但馬城崎郡末代山温泉寺鎮守権現御<sup>〔根力〕</sup>察礼御供田事

田坪五段

畠 五段

毎年恒例正・五・九月五日之御幸分寄進申所也、後々

代迄無<sup>ニ</sup>相違<sup>ニ</sup>可レ勤<sup>〔根力〕</sup>察礼<sup>〔根力〕</sup>、亀鏡如レ件

応永十七年五月七日

通泰判

亀鏡如レ件、

応永十七年五月七日 通泰判

温泉寺別當

(前欠)

畠 五反

(山名政豊寄進状写) 文明二年(一四七〇)

但馬城崎郡田結郷末代山温泉寺領分田地之事

合田坪壱町五反

桃嶋ニ而寄進無ニ相違ニ仕候事、無ニ其隱ニ候、此上者

以後於ニ末代ニ別条不レ可レ有候、亀鏡如レ件、  
山名政豊

文明二年庚寅三月十一日

宗源院

温泉寺別當祐返

(大田垣通泰寄進状写) 応永十七年

温泉寺住<sup>持</sup>

後代ニ至迄無ニ相違ニ可レ勸ニ察礼<sup>詰</sup>、亀鏡之状如レ件、  
応永拾七年三月三日 通泰判

一、但馬城崎湯之嶋藥師堂円満寺寺領之事  
田坪一町七□<sup>詰</sup>

畠 五反

\*以上六通の文書は同時に書写されたものである。いずれも誤写、近世的な表現と思われる部分も見られ検討を要する。

四八、(参考) 大田垣通泰、寺領等を寄進す

応永十七年

円満寺住<sup>持</sup>

応永拾七年五月七日 通泰判

(大田垣通泰寄進状写)

(大田垣通泰寄進状写)

応永十七年

也、且本尊者、長谷寺觀音同御素木、御長六尺三寸尊像、稽文仏師作也、

一、但馬城崎湯之嶋氏神四社大明神社領之事

田坪五段

畠 五反

毎年恒例正・五・九月九日御察〔祭〕礼御供領田也、一天太平國土安全氏子繁昌、可レ致「精誠」之旨御寄進之狀如レ件

応永拾七年五月七日 通泰判

温泉寺住寺〔後〕

\*以上三通の文書は四七の文書と共に通する内容だが、若干文言が異なる。また、明暦三年の文書も同時に書写されたものであり誤写、近世的表現と思われる部分もあり検討を要する。

#### 四九・温泉寺縁起

右當寺者、聖武皇帝御宇天平季中、  
□□上人創業靈場

温泉寺縁起帳

夏〔道賀〕、感涙亘レ押、藉レ旃成「觀音安置勝地」、或仁告  
皆仏師驚嘆曰、敬尊哉、今上レ遭「祇尊像」念「機縁穹  
治「令下向」、中贊立攸平癒、際怪溫泉余波遊「覽  
処々」、辰造下院浦江口玉藻中、在「皇泛木靈顚生」、  
吾「上レ當十一面觀音尊像也、從レ其彼浦号「觀音浦」、

抑祇觀音、旧惟倭州泊瀬離長樂寺之本尊也、稽文仏師刻彫乱レ瞳〔マチニ〕、雖レ在「生身儀」、強欲レ逐「造功」処、仏師頓中贊氣出来、項不レ卒「其功」、被レ安「置長樂寺」、厥末寺近里連日在「疾病難」、占「其故」祇觀音御崇也、邀可「配流」云々、昔天平六穩甲春、如來祇闇者上レ抱「撮彼觀音」、奉レ流「泊瀬郭神河浦」、其末更祇縣不「安穩」、卒左「遷攝州難波浦」、洽如「泛木」被レ曳「潮満乾」、殷馭「蘆嶋中津邦々周玉、於「在々處々」大悲利生誓願区也、亘レ尽「翰墨」耳、

然而当郡田結庄下谿浦流帰、厥比溫泉奇特聞「都鄙」、療病効驗通「諸人」、而間仏師流音溫泉現「惠」為「湯治」令「下向」、中贊立攸平癒、際怪溫泉余波遊「覽」處々、辰造下院浦江口玉藻中、在「皇泛木靈顚生」、吾「上レ當十一面觀音尊像也、從レ其彼浦号「觀音浦」、

曰、否谿兒島清淨靈地也、祇嶼從金輪際一生出二華天女陬攸矣、遽<sup>ヤガ</sup>仏師薦諸人夫一島中建<sup>コ</sup>立草堂<sup>一</sup>、上レ安<sup>ニ</sup>置本尊<sup>一</sup>已<sup>チ</sup>為<sup>ニ</sup>帰洛<sup>一</sup>時、仏師復卒令<sup>ニ</sup>中贊<sup>一</sup>、時<sup>ヨリ</sup>稽文上レ恨<sup>ニ</sup>本尊<sup>一</sup>曰、扶觀音拔<sup>レ</sup>苦与<sup>レ</sup>樂悲願不<sup>レ</sup>虛、那吾中風令<sup>ニ</sup>再發<sup>一</sup>玉哉、其夜示現言云、爾宿福深厚故祇處致來、子廻三ヶ稔止住、朕由來庶人可<sup>レ</sup>話、風子中贊朕所行也、若順<sup>ニ</sup>朕誓約<sup>一</sup>也、可<sup>レ</sup>授<sup>ニ</sup>飛鉢法<sup>一</sup>云々、仏師任<sup>ニ</sup>示現旨<sup>一</sup>逗留項中贊條平愈、飛鉢法成就既過<sup>ニ</sup>三ヶ秋<sup>一</sup>、本尊上レ亘<sup>ニ</sup>一道智上人<sup>一</sup>仏師令<sup>ニ</sup>歸洛<sup>一</sup>、厥後上人發<sup>ニ</sup>勇猛大願<sup>一</sup>、為レ建<sup>ニ</sup>立堂舍<sup>一</sup>、先祈<sup>ニ</sup>請靈崖<sup>一</sup>玉、乍<sup>レ</sup>霄自<sup>ニ</sup>本尊眉間<sup>一</sup>放<sup>ニ</sup>光明<sup>一</sup>照<sup>ニ</sup>西方岑<sup>ニ</sup>賜、從<sup>ニ</sup>上人覽<sup>ニ</sup>祇邱<sup>一</sup>、上求<sup>ニ</sup>菩提峯堂<sup>一</sup>、下化<sup>ニ</sup>衆生谿奥<sup>一</sup>、而固相<sup>ニ</sup>似補陀落山勢<sup>一</sup>因建<sup>ニ</sup>立堂舍<sup>一</sup>、奉<sup>レ</sup>遷<sup>ニ</sup>本尊<sup>一</sup>、末蒙<sup>ニ</sup>聖武皇帝勅詔<sup>一</sup>、号<sup>ニ</sup>末代山溫泉寺<sup>一</sup>處也、

(入皇)

當今原溫泉涌出根元、仁王四十三代御門元明天皇御宇和銅元季<sup>申</sup>、當鄉住人日生下權守云者夢想、東帝神官肆輩現來告云、朕等維出石大明神所屬四ヶ眷神也、永

可<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>祇處守護神<sup>一</sup>云々、緣彼氏日<sup>□</sup>上崇敬土十四所大明神時也、其末經<sup>ニ</sup>拾箇年<sup>一</sup>、元正天皇御宇養老元稔丁巳<sup>一</sup>式<sup>ト</sup>仁沙門出來号<sup>ニ</sup>道智上人<sup>一</sup>、寔地藏薩埵化身久乍<sup>レ</sup>夜上人參<sup>ニ</sup>詣當社宝前<sup>一</sup>、通<sup>レ</sup>宵啓白玉大明神、一謁<sup>ニ</sup>詫上人<sup>一</sup>曰、從<sup>ニ</sup>祇社頭<sup>一</sup>膺坤在<sup>ニ</sup>相<sup>ニ</sup>三本<sup>一</sup>、惟生身糸迦三尊也、爾欲<sup>レ</sup>修<sup>ニ</sup>菩提行於彼樹下<sup>一</sup>、令莊<sup>ニ</sup>嚴道場<sup>一</sup>式千日頃、燒<sup>ニ</sup>曼荼羅香印<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>諷<sup>ニ</sup>誦妙芬施利大經<sup>一</sup>者、然而臻<sup>ニ</sup>結願<sup>ニ</sup>貳目<sup>ニ</sup>彼香灰<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>埋<sup>ニ</sup>八ヶ處<sup>一</sup>、是表<sup>ニ</sup>八曼荼羅海会<sup>一</sup>也、ヨリ上人從<sup>ニ</sup>養老二年<sup>一</sup>迄<sup>ニ</sup>同四秋<sup>一</sup>焚<sup>ニ</sup>八曼荼羅香<sup>一</sup>三密行法無<sup>ニ</sup>退転<sup>一</sup>、結願已募、任<sup>ニ</sup>大明神告<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>埋<sup>ニ</sup>彼香灰相下塗五尺鑿<sup>一</sup>、時溫泉湧出、昔上人誓言、弗<sup>ニ</sup>祇予<sup>行惠</sup><sup>ニ</sup>、單當社神力也、提<sup>ニ</sup>祇溫泉德由<sup>ヲ</sup>欲<sup>レ</sup>治<sup>ニ</sup>衆生諸病<sup>一</sup>矣、狀<sup>テ</sup>真言內証功德目八曼荼羅湯、祇是効驗無双湯藥<sup>(真德)</sup>、除病延命麗水也、伊併<sup>テ</sup>大慈大悲善巧普門示現通力也、大底觀音御流浪歷數三季、參諸際卅三ヶ所分身、上從<sup>ニ</sup>仏身<sup>ニ</sup>下造人非人等、身僉隨<sup>レ</sup>類變化得度者也、治<sup>ネク</sup>為<sup>レ</sup>濟<sup>ニ</sup>度有緣無緣衆生<sup>一</sup>、少<sup>ラ</sup>ク周匝<sup>ニ</sup>豐阿字<sup>一</sup>、

原水穂六合今財ト祇塗、運レ歩入コ来貴賤利益一、悠カ  
二期「龍葩三会曉」、自レ余已降余裕載旧利生居革、水

府陸地有情非情孰不レ蒙「利益」、叙レ意靡レ彊、弗二

違羅縷一

仍祇精舍衆妙吉祥処也、縁起意趣如レ件、

大永八季<sup>子</sup>三月十日写畢、

但州温泉寺別当坊惠範律師 岬六才

湯ハ養老<sup>二年</sup><sub>庚</sub>ヨリ戊<sup>申</sup>マテ八百十四年ナリ、

當寺ハ天平十年戊<sup>子</sup>マテ七百九十五季也、

同元和九年<sup>亥</sup><sub>癸</sub>マテ九百四年ナリ、

同當寺者八百八十五年也、

本尊御戸開者慶長五年<sup>庚</sup>子<sup>閉</sup>九月十八日院主祐伝法印時也、

同次年ノ丑<sup>辛</sup>九月十八日二平帳也、同年小屋五月吉日成

就也、

本尊元<sup>二年</sup><sub>和</sub>辰十月六日□□開帳、鐘供養共二、

同三丁巳<sup>閉</sup>二月時正廿四日平帳也、其時院主祐光法印為<sup>四十</sup>一

後代一誌レ之、

「但馬国湯鳴温泉寺縁起修補、清水寺智文院鎮盛、  
万治三年八月朔」

## 五〇、曼陀羅記

慶長二年丁酉夏五月但州丹州筑州豊州ノ諸英傑ヲ誘テ  
天下第一ノ曼陀羅湯ニ浴ス、主人日生下清彦ナル者、

家ニ伝フル所ノ旧記ヲ出シテ作者及読方ヲ予ニ問フ、

予時ニ諸子ノ為ニ閑ヲ偷ミテ経ヲ繙ク、コノユヘニ電  
矞スルニ違アラス、主人屢講義ヲ請フ、辞スヘカラス、

卷ヲ聞キ解ヲ發キ筆ヲ運ラシ小冊子トシテコレカ責ヲ

塞クト云フ、先ツ初二作者ヲ弁シ後ニ文意ヲ明ニゼン、

初二作者トハ凡ソ我日本ノ古風トシテ作者ノ名ヲ載サ

ル書多シ、コノ記モ古人ノ風ニ倣テ其名ヲシルサ、ル

カ又果シテ古人ノ作スル処乎、然レ共文ノ起尽ヲミレ  
ハ日生下氏ノ先祖ノ筆ニテ上古已來ノコトヲ詳ニシテ

孫謀ニ貽セル者ナレバ、素ヨリ他人ノシルヘキコトニ  
非ラス、只仰信シテ足ルコトナリ、シカレハ作者ノ名

ナキニテイヨイヨ崇フヘキコトナリ、サテ文意ヲ明ニ

セハ卷端ニ

『日生下者新羅天日槍太子之後也』

トハ日生下トハ太子ノコトヨリ照ラシミレハ日ヨリ生  
レ下ルト云コ、口乎、日本書記ニ云ク垂仁天皇三年春  
三月新羅ノ王子天ノ日槍來帰焉、乃至但馬出嶋ノ人大  
耳ノ女麻多烏ヲ娶テ但馬諸助ヲ生ム、諸助日槍杵ヲ生  
ム、日槍杵清彦ヲ生ム、清彦田道間守ヲ生ムトアリ、  
垂仁天皇ハ人皇十一代ノ君ニシテ在位九十九年也、天  
日槍ヨリ五代カ間ハ皆垂仁ノ御宇也トシルヘシ、異称  
日本伝ニハ天日槍ハ蓋シ日ノ精カ其名ヲ以テコレヲ知  
ルヘシ、死シテ但馬出石ノ大社トナリ千古ニ廟食ス、  
誠ニ凡人ニ非ストイヘリ、今考ルニ第三世ヲ日槍杵ト  
イヒ四世ヲ清彦トイフ、故事記ニハ清日子トアリ、シ  
カレハ日生下トハ日ノ精ノ人間ニ生レ下ルト云コ、口  
ニテ、田道間守ノ末ニナリテ古ヲ復スルコ、口ニテ、  
直チニ天ノ日槍トスレハ恐レ多キユヘ、義ヲ以テ日生  
下トカヘテ、シカモ姓トシタルナラン、

『初大子越一瀚海二入二此大溪』

トハ瀚海トハ北海ノコトナリ、大溪トハヲ、タニトヨ  
ム、昔ハ湯嶋ヲカク云トソ、縁起ニハ岱出石明神コノ  
国ニ渡リ玉ヒシトキ震旦ヨリ（震旦トハモロコシノ名  
也今ハ三韓ノ新羅國也）日生下氏冊ツキ来リテコノ所  
ニアリト、評シテ云ク中華広シトイヘ共古往今來日生  
下氏トイフ者ヲキカス、又冊ツキマヒリテ云モイト  
オカシ素ヨリ日槍太子トモイハル、人争テ近侍ノナカ  
ルヘキ、シカルニ近侍ノコトニアラス直ニ太子ノ來リ  
タマフヲ云フ日生下トハ德ヲ歎シタル詞トモミユ、此  
地ハ靺鞨韓國ト一葦相接スルノ処ニテ今ニ於テモ韓人  
ノ漂著スルコトアリ、シカレハ初メテ太子大洋ヲコヘ  
テ此嶋ニ著キタマフユヘ日生レ下ルト時ノ人ノホメタ  
ルモハカリカタシ、又日本記ニヨレハ太子初メハ艇ニ  
乗シテ磨磨ニ泊リ穴粟ニ在リ、ソレヨリ天皇ニ啓シテ  
菟道川ヨリ泝リテ北シ近江国ニ入テ住シ、ソレヨリ若  
狭国ヲ經テ西但馬国ニ到リテ住處ヲ定ムトアレハ、瀚  
海トハ若狭ヨリ但馬ヘワタル海路ヲイフカ、何ニモセ

ヨ初メコノ大溪ニ入タマフコト明也

『出而為我藩君』

トハ藩屏トハマカキトヘイト也、諸侯ノコトヲ云フ、  
湯嶋ヲ初託足処トシテ後ニ但馬一国ヲ領シタマヘリ、

『娶二大耳氏女一生二諸助、諸助生二日橋杵、日橋杵  
生二清彦、清彦生二田道間守、田道間守出三宅氏橋  
氏糸井氏』

トス、三宅トハ上古屯倉ヲ置レシ処也、凶年饑歲ノ用  
意トシテ朝庭ヨリ穀倉ヲオキタマヒシ処ニ田道間守居  
住シテ子孫ニ至リテ三宅氏ヲ呼フ、橋氏トハ橋守ナリ、  
田道間守ノ常世ノ國ニ往テ橋ヲ求メシヨリ子孫コノ氏  
アリ、糸井トハ子孫糸井郷ニ住シテコノ氏ヲトナフ、  
コレミナ子孫ニナリテ氏ヲ改ムル者也、

『獨我家尚在一大溪一續二先君緒以二日生下一為レ姓』

トハ、太子ノ末ヘイロイロニ裂レシ中ニヒトリ我家ハ  
カリ先君ニテアリシ日槍ノイサオシヲウケツキタル正  
統ナレハ、別ニカマヘタル如ク日ヨリ生レ下ルトハ名  
ノリ来レリ、コレ其本姓也

『然舒明元年人皇三十五代渢谷初出二温泉一濁且熱』  
トハ次上ハ家ノ系図コレヨリハ温泉ノ由來也、シカル  
処人皇三十五代ノ時ヨリコノ谷ニ初テ温泉イテタレ共  
濁リシ上ニ熱カリシト云コ、口、  
『和銅元年明神忽降日我是天日槍』

トハ人皇四十三代元明天皇ノ時也、出石明神天ノ日槍  
アラハレテノタマワクト云コ、口ナリ、世伝ニハ出石  
明神四箇ノ眷属ノ神トアリシユヘ四所明神ト崇メ奉ル  
ト此記ノ趣キニテハ眷属ヲ待タマハテ太子ノ神ミツカ  
ラ影現シタマフトミユ、日生下ハ神ノ子孫ナレハサモ  
アルヘシ、出石明神ハ八社アルユヘ其中ノ四社ノ神、  
太子ノ神ニツキソヒ来リタマフカシカルニ眷属ノミヲ  
崇メテ太子ヲシラサルハ本ヲ忘レタルカ、サリナカラ  
巍鯨明神ナレハ紹介ヲ置キタマフモ知ルヘカラス、又  
八社ノ神イツレモ出石明神ナレハ四所明神則チ天ノ日  
槍太子ナラスヤ、但シ昔ハ出石明神トノミイイシヲ後  
ノ世ニ至テ度々再建モアリシトミユレハ、ツイニ四所  
ノ宝殿ヲ建テ、四所明神トイヒナラハシタルカ此記ノ

ウエニテハ太子ノ神ナルコト昭晰タリ、

『自レ今而後垂「迹干此「護爾子孫」及「億兆人」』

トハイマヨリノチハコノ地ニ迹ヲタレテソナタノ子孫  
并百千万億兆ノ人人ヲ守ラントナリ、此一文ヲ考ルニ  
此記ハマコトニ古ヘヨリ伝ハリタル正シキ錄トミヘタ  
リ、靈告ニタカハス子孫モ繁昌シ日本國中ノ人人昔シ  
ヨリ往来絡繹タルアリサマ感スルニ余リアリ、

『日生下乃与衆戮レ力建之宗廟』

トハ日生下氏ハ乃里人ノ群衆ト力ラヲアワセテ宮柱ヲ  
シキタテタリマコトニ瑞嶋ノ鎮守トミヘタリ

『養老元年丁巳』

神降リ玉ヒテヨリ十年タチテ人皇四十四代元正天皇ト  
ナル、

『有二神僧一至自称一道知』

トハ神僧トハ威神不思議ノ僧トイフコトナリ、マコト  
ニ直也人ニ非ルユヘニシカイヘリ、コノビシリイタリ  
タマヒテ予ハ道知ト云者也ト名ノリタマフ、近世天文  
十九年九月下旬鷹司公飛鳥井卿コノ地ノ靈泉ニ浴シ玉

フ、御隨身德丸藏人ナルモノ末代山寺ニ登リテ、

葛溼谷忽木遇督瓦克溼玉栗

闇黒薬刺逃覓蟄溼律藥蛩奴

捺谷蘇闇葛克列

ト詠セリ、サスレハ道知トコソカクヘキニ、世人アヤ  
マリテ知ヲ智ニ作ルコトシカルヘカラストオホユ、此  
時御所湯ト名ツク、

『神誥之曰乾三杉者三尊焉』

トハコレヨリ坤位ニ当テ三ツノ杉アリ、三尊コレニ影  
現シタマフ、評曰欽明天皇十三年ニ弥陀三尊ノ画像初  
メテ百濟國ヨリ渡リタマフ、今コノ三尊モ弥陀觀音勢  
至ナランカ、殊ニ觀音ノ靈驗今ニアラタナレハサモア  
リナンカ、世伝ニハ釈迦三尊ト云コレハ敏達天皇八年  
ニ渡リ玉フトナリ、今釈迦三尊トアレハ釈迦舍利弗目  
連ナルヘキヲ真言宗ノナニ行レテ釈迦藥師觀音ト改メ  
タルモ計ラレス、問曰樹木モ多キニ殊ニ杉ニカキルハ  
如何、答曰我日域ノ叢祠ハ神木多クハ杉也、深山幽谷  
ニ生シテ清淨ナルカ為カ<sup>わ</sup>苔蔚タルニ依テカ出石鄉ニ諸

杉神社アリ、乃チ太子ノ子諸助ナリ、故事記ニハ母呂須玖トシ延喜式ニハ諸杉トス、コレヨリミレハ神ノヨシミアル木ナルユヘカ神意ハカリカタシ、  
『願宿ニ樹下ニ三年上求<sup>上ニ向ヒテ</sup>ハ下化<sup>下ニ向ヒテ</sup>衆生ヲ化シ宜レ知<sup>是時一知道</sup>遵<sup>奉神謨</sup>者一千日』

トハ三年カ間タ、コノ三本杉ノ下ニテ菩提ヲ求メ、衆生ノ為メヲモ考ヘラレヨ、コレホトヨキ時節ハナキソト、ソコテ上人神ノ告ケヲマモルコト一千日、満スルオリカラ、

### 『大地六種震動天雨曼陀羅華』

トハ六種震動トハ六トフリノ地震ナリ、或ハ動キ或ハユリ起スカ如ク或ハ湧キアカリ或ハ獅子ナトノ吼ルカ如クオンラントヒヒキワタリイカナルモノモ初メテ夢ノサメタルコ、チニテ肝胆ニ覺ユルホトノ大地震ナリ、コレハ菩薩ノ修行ノ功ツモリナリナントスルトキコノ不思議アラハレタリ、コノ時天ヨリハ摩訶曼陀羅花ノ微妙不思議ナル花ヲフラシテ道知上人ニ供養シ、サトリノ奇瑞ヲアラハセリ、コノコトハ法華經ニモ大無量

寿經ニモ其ノ外經論章疏ニアマタ出タルナリ、近クハ阿弥陀經ニハ昼夜六時而雨曼陀羅華トアリ、マコトニ上人ノ行法諸天魔梵龍神八部等モ感心シ諸仏菩薩モ証誠シタマフトオホヘテイヨ／＼トフトシ、

### 『靈湯觱沸漱瓊瑤』

トハ次上ハ上求下化ノ成シタルアリサマコノ処モ下化衆生ノ一分ナリ、上ノ如ク海山震動シテ天ヨリハ花ヲフラシ地ヨリハ泉ヲ出ス、温泉ニハカニワキアカリテ玉ヲソ、クカ如ク清ラカニナリアツカラズ、觱沸トハ水ノワキイテ、オトアルコトナリ、東坡居士カ詩ニモ觱沸湯泉注トアリ、漱瓊瑤トハ左大冲カ招隱ノ詩ニ石泉漱瓊瑤トアリ、石アル泉ノ玉ヲソ、クカコトク清ラカニ流レ出ルアリサマ也、評シテ云上来ヨリノ行文雅馴ニシテ一二瑕類ナシ、予カコ、口ヨリミレハ恐ラクハ百濟國王勝義ナルモノ人皇五十二代嵯峨天皇ノ弘仁十三年ニ遷ツテ但馬中トナルコトアリ、百濟ハ日本ヨリハ先タツテ文化開ケタリ、其時但馬一州モ定メテ上タル人ノ徳ニ風靡シテ文雅モ行ハレナン、此記ハ其時

代ニトモ書キシニヤ、其上真言宗ノ弘法大師ハ文章風雅世ニ冠タルウヘハ、上方ノ温泉寺ノ徒弟ナトモ定メテ文辭スクレン、若シヤ寺門ノ徒ニタノミテカキタリヤ、又ハ日生下氏ナルモノ、自ラ記ルセシニヤト疑ハシ、

## 『神応仏感果符驗』

トハ明神ノ感應トイヒ三尊ノ感應トイヒ果符ノ合フタルヤフニソノシルシアリ、評ニ曰ク世ノ伝ヘニハ法華ノ曼陀羅ヲ転シテ湯ヲ祈り出ストアリ、法華經ハ敏達天皇六年ニ初テ扶桑ニ渡リ仏工モ從ヒ來レリトナン、然レトモ天台宗ハ人王五十代桓武天皇ノ延暦二十四年ニ弘マレリ、曼陀羅トハ曼荼羅ノコト、ミユ、旧訛ニハ壇ト翻ス、新訛ニハ輪円具足ト云具サニ八十種ノ翻名アレトモ繁ヲ恐レテ載セス、人皇四十七代廢帝ノ宝字七年養老元年ヨリ  
四十年ナリ当麻ノ曼荼羅イテキテ初メテ世ノ人曼荼羅ト云名ヲ聞ク、金胎兩部ノ曼荼羅真言ノ手印ハ人皇五十代桓武帝ノ大同元年ニ初メテ弘マルナリ、道知上人ノ時ハ台密モアルヘキヤフナク秘密モアルヘ

キヤフナシ、况シヤ曼荼羅加持ヲヤ、コトニ曼荼羅トコソ古来ヨリ書キ來レリシカレハ上人ノ道德感シテ天ヨリハ曼陀羅華ヲフラシ地ヨリハ麝沸湯ヲアラハスト此ノ記ニ書シタルニテイヨ／＼明カナリ、按スルニ温泉寺ヲ真言宗ヨリ中興シテヨリ曼陀羅加持オコタラサルユヘニカクイヒナセリトミユ、コトサラ末ノ世ニ法華ノ日新來リテ新湯ヲ加持セシコトアリ、彼レ此レトリアハセテ誤リヲ伝ヘタレトモ既ニコノ記ホトノ明力ナルコトハナシ、予モ亦コレヲ讀ミテ初メテ夢ノサメタルコ、チシテ感嘆スルコトアリ、

『稽文者為二大和仏工』大和ノ仏師稽文  
ト云フモノ有リ

『嘗得二一靈木一雕二觀音像一長六尺三寸者』

ヨキ木ヲ以テ初瀬ノ像ニ似タルヲキサム  
ヤハリ初瀬ノ像ト同シ木ナリ

『村諸長谷』サト長谷ノ像ト一  
处ニオキウヤマウ『谷中皆疫』  
ハセノアタリ『文

亦疾矣』文ニハカニ  
病氣ナリ『恐懼之餘投之於鑑江』時為二天

平六年春二月也』トハ人皇四十五代聖武帝ノ天平年中ニ初瀬アタリノ人々コレソ觀音ノタタリナリトイヒ

テ木像ヲ神川トイフニナケステタリ、

『文既抱レ病遊ニ我湯谷』ソノ後稽文ヤハリ病氣ユヘコノ  
湯島ニ來ルアル日下谷浦ニテ

『忽得ニ一査于江藻中』トハオモカケナク觀音ノ像『熟視』

トハチカツキヨ『嚮已所レ雕者』トハマヘニテマヘカ

トハリ見レハマキサミタル木像『驚嘆匪レ音』アマリニ不思議ナトウ

コシマト云フニ庵ヲ立テ、之ヲ安置シタテマツル

『居已何將レ帰疾復發』トハシマト云フニ庵ヲ立テ、

トハスイカホトモトマラスシテ大和ニカヘリナベシトハスルニ病氣再發ス世ニシテ大和ニカヘリナベシ

『中庭觀音入レ夢日』アル夜ノ中ニ觀音ノ夢ノツゲアリ

『文也汝諦聽』稽文ヨソチハトク

『我初依ニ日生ニ垂迹業已三々年』トハ我コトマヘド

日生下氏ニ便テ明神トアラハレタルコトハヤ三々カ九年ニナルソ、按スルニ和銅元年ヨリ靈龜ニ年迄九年ニ

ナル、『復次使一道知一修レ道ニ三年』トハ上人ニツゲテ菩薩ノ行ヲ修セシムルコトモ三年ナリ、コレハ靈龜ニ年ノ次改元シテ養老ト云フ、養老三年迄一千日也

『方今隨レ流入レ溪亦維三年』トハ唯今流ニツイテ

此迄來リシコト三年カ間ナリ、按スルニ養老三年ヨリ

天平六年迄ハ十八年ノ後ナリ、長谷寺供養ハ神龜三年ニアタル、神龜三年ヨリ天平六年迄ハ亦復三々九年也、

コレモマタ奇トイフヘシ、又天平六年ニ神川ニ投ケス

テラレ玉ヒテ同八年目ニ湯嶋ニツキ玉フトミユ、

『汝今亦蓋三三年除ニ塵垢』トハソナタコトモナニ

ユヘニコレヨリ三年ト、マリテコ、ロノチリ身ノアカ

ヲ温泉ニテキヨメサルヤ、

『是其數也不レ可レ失矣』トハコレハ定マルニ宿縁ア

ルコトナレハコノ時節ヲトリウシナフヘカラスト告ゲ

玉フ、評曰ク三ノ数ヲ主トシタマフハ三尊ノ化益ナルユヘカ、又觀音ハ三十三身ヲ現シテ衆生ヲ濟度シ玉フユヘカ、凡慮トシテハカルヘキニ非ズ、

『文悟從レ之』トハ稽文モ『疾亦復レ常』凡人ニハ非

サルヘシ、告ノ趣ヲ能クアキラカニサトルコトタ、ナラス、『從レ之』トハオ、セノトフリニ三年ト、マリテ菩提心ヲミカキ煩惱ヲハラヒシナリ、

『因託ニ事於知一而去』トハカノ天平七年ヨリ九年マ

テ足ヲト、メラレシナリ、後トハ同十年ナリ、三年ヲ  
ヘタル後ナレハ始終ノ驍蹊ヲ上人ニ申シテ木像ヲモ

ト、メテ身心ノ病ヲ御庇ニテ除カリメテタク大和ヘカ

ヘリシナン、

『応レ時毫光照ニ西山ニ山谷皆金色也』トハコノ時ニ

応シテ觀音ノ白毫相ヨリ金色ノ光明ヲハナツ、山モ谷

モ一色トナル、

『知為レ之建ニ伽藍遂失、知所在ニ』トハ上人ソノ金

光ノイタル処ニ大伽藍ヲ建立シタマフ、ソレヨリ上人

ノユキカタシレズ、コレオソラクハ大悲觀音ノ化身ナ

ラン、

『時為二十一年正月廿四ニ也故上人以ニ此日ニ為二禋祀

ニ云』トハ建立八十年ヨリ十一年ノ春マテカ、リ玉フ

トミユ、サテ上人ノミヘタマハヌ日ヲ處ノ人々命日ト

シテ法事ノキヨキマツリヲ今ニ至ルマテ修スルトナリ、

『翌年七月聖武勅為二末代山温泉寺ニ』トハ日本記ニ

天平十二年七月甲戌天下諸国ヲシテ國コトニ法華経十  
部并七重ノ塔ヲ建シムトアリ、聖武帝ハ人皇四十五代

ノ仏法弘通ノ天子ナリ、天子觀感アサカラス、山号寺  
号ヲ賜フトミヘタリ、宗旨ハ法相宗ニテアルヘシ、

『後七十五年而空海開ニ高野ニ』

トハ聖武ノ天平ヨリ五十二代嵯峨天皇ノ弘仁七年ニア

タリテ高野山ヒラケタリ、

『於レ是改ニ轍真言ニ』トハコノトキ真言ニ改宗シ

タリ、

『今之曼陀羅者猶如ニ古之曼陀羅ニ也』トハステニ改

宗シタレハサイハイ天ヨリ曼陀羅花ノフリタル処ニ、

ヤカテ四曼陀羅ヲカケテ加持アリシヨリ日々ニ上人ノ

徳モアラタナリ、今ニ至ル迄加持オコタラスト也、

『日生下者乃曼陀羅氏也』トハ日生下トイフハ

『而世称ニ曼陀羅墟ニ』トハ世人曼陀羅屋

『号ニ曼陀羅湯ニ是也』トハマンダラ湯トヨ

『湯池上有ニ古杉三株ニ屋宅中有ニ卓錫泉ニ』トハ湯壺

ノワキニ古杉ノカフニツアリ、家ノスミニ卓錫泉アリ

トハ上人初メテコ、ニ至リ錫杖ヲツキタテ玉ヘハフシ  
キハ甘泉沸々トシテワキ出ルコト数尺、土人コノ水ヲ

呑ミタリト、中華ノ高僧ニモ菩提留支三藏ヤ景泰禪師ヤ宝誌公ミナコノコトアリ、コレ道徳ノシルシナリ、世ニ加持水トアレ共ソレハ真言宗ニナリタル後ノコトト見ユ、

『又宮觀安二薬師道知及天日槍』

此一句別本ニハ『宮觀安日槍曼陀羅道知及薬師』トアリ

トハ道知ノ像ハカノ三杉樹ヲ以テ刻ムト伝ヘタリ、薬師ハ真言ニナリテノ本尊カ曼荼羅アリ、上人ノ所持トイヘリ、ツラカミレハ阿弥陀經ノ曼荼羅ニ似タリ、イカニモ古物トミユ、又曼陀羅華ハ天ノ妙華ナレハ久シク人間ニアルモノニアラス、コノ花ノ迹ハ今ノ靈湯コレナリ、

『有二靈狐一而護レ之云』トハ古ヨリ赤狐ト白狐トスミテ守護スル也、

『歲時神輿先入二日生下氏一末代山主親臨二曼陀羅湯一為レ呪而乃自二後門一入為レ獻二酬礼一而後婆二婆干市一』トハ毎年九月九日ミコシヲ一番ニ日生下氏ニヤスマセ別當職ハマノアタリ湯ニノソミテ祝詞ヲサケ、

ソレヨリ裏門ヨリ室ニ入リテ主人ト杯ヲナス、ソレヨリ街中ニ昇キメクルコト古ヨリノ格式ニシテ今ニ改メス、コレニハ深キワケモアルヨシ家ニ伝フルコトナレハ此ニ略ス、

『曼陀羅之時義其大矣哉』トハナニ、モセヨ曼陀羅ノ湯出シトキト今ノ時ト世々ヲヘテモ、アヒカハラス盛ナルコトハ上件ノ如ク深キワケアルコトマコトニ大ナルコト也、

『繇レ此睹レ之世々子孫繼ニ承我家一者』トハカ、ルワケアルコトヨリシテオモヒメクラセハ、スヘスヘノ子孫タルモノ我家ヲウケツクモノトモ、

『慎勿使牛馬踰橋慎勿使孕婦就寢慎勿喫四足二足』

トハ慎勿トハタシナメヨト云コトナリ、カリニモ牛馬ニ橋ヲコヘシムルコトナカレ、コノ一言今ニ至ル迄諸侯カニマテモ橋下ニ馬ヨリ下リ給フコノ家ニテ出産スルコトナカレ、四足二足食フコトナカレ、

『三者若犯其一則仏不レ慈神不レ護湯必濁家必亡』

トハコノ三ヶ条ノ誓約ヲヨクヨクマモルヘシ、万一千

ノ中ノ一ヶ条ニテモ、ヤフリナハ慈悲ヲ以テ衆生ヲ利益シタマフ三尊ノ御ジヒニモモレ、四所神ノ加護ニモ

ハツレ、湯モニゴリテ清キコトナク、家モカナラス破滅ニ至リナンアヒダ、カタク相守レトナリ、按スルニ

コノ記ヲカキタル主人深ク三宝ヲ崇敬シテ神ノ護持ニモアヒメデタキ仏法者トミユル間カクヘツニ古ヨリノ伝ヘヲシルシテ子孫永々ニツ、シミ玉フヘキナリ、記シタキコトアレトモ略シ侍ル、

慶長五年庚子春二月  
日生下与七郎清彦

写之

万治庚子三年秋八月写

於 霞谷草堂

积 日政

谷霞  
政元

\* “ ” は朱筆によって括弧が記されていることを示す。

### 五一、本堂十一面觀音懸仏銘

至徳四年（一三八七）

敬白  
(裏面墨書)

奉懸十一面觀音御正体

善福

右志者為信心大施

(主現世)□□□安

(總)□後生善所乃至法界平等

利益也

至徳四年卯六月五日

行信

願主 正弥

(花押)

### 五一、本堂木部銘

応永十七年（一四一〇）

大日如來  
(背面通板壁墨書)

応永十七年十一月五日式部殿へや

千代松

## 第五節 秦忠雄家所藏文書

レ被レ致<sup>一</sup>其沙汰<sup>一</sup>之状如レ件、  
応永九年六月廿四日

沙<sup>山名時忠</sup> 弥<sup>（花押）</sup>

### 五三、山名氏歴代、円通寺領 諸役免除、安堵等を命ず

（山名持豊書下写） 嘉吉元年（一四四二）

但馬国桃鳴并因幡国津井郷土貢内米百石、同国衙半分事、任<sup>二</sup>応永八年八月廿四日亡父寄附之旨<sup>一</sup>、令<sup>二</sup>領掌<sup>一</sup>者也、仍全<sup>二</sup>寺務<sup>一</sup>可レ被レ專<sup>二</sup>造營<sup>一</sup>之状如レ件、

嘉吉元年十一月十六日 右衛門佐御判

<sup>（山名持豊）</sup> 宗源院塔主禪師

（山名政豊書下写） 文明十七年（一四八五）

但馬国桃鳴并因幡国津井郷年貢内米百石・同国衙半分事、任<sup>二</sup>代々寄附之旨<sup>一</sup>令<sup>二</sup>領掌<sup>一</sup>者也、仍全<sup>二</sup>寺務<sup>一</sup>可レ被レ專<sup>二</sup>修造<sup>一</sup>之状如レ件、

文明十七年閏三月二日

右<sup>（山名政豊）</sup> 衛門督（御判）

津井庄主可レ為二人一事、

右条々守<sup>二</sup>定置<sup>一</sup>之旨<sup>一</sup>、云<sup>二</sup>本寺<sup>一</sup>云<sup>二</sup>塔頭<sup>一</sup>共<sup>二</sup>可<sup>一</sup>

宗源院塔主禪師

宗源院分<sup>一</sup>事、  
同郷内正税半分并公事錢事、可レ為二本寺造營要脚一事、  
同郷内土貢錢米并竹野郷内寄進分事、可レ為二常住僧  
食并細々公用一事、  
津井郷内米百石正税半分并百嶋事、可レ為二開山塔頭

宗源院分<sup>一</sup>事、

同郷内正税半分并公事錢事、可レ為二本寺造營要脚一事、  
同郷内土貢錢米并竹野郷内寄進分事、可レ為二常住僧  
食并細々公用一事、  
寺家重書開山塔可レ有<sup>二</sup>安置<sup>一</sup>事、  
津井庄主可レ為二人一事、

(山名豊遠禁制写)

文明四年(一四七二)

於「退転」者、不レ可レ有「其曲」事也、恐々謹言、

十月廿一日

誠<sup>〔山名〕</sup> 豊<sup>〔花押〕</sup>

宗源院

禁制 桃嶋

右此嶋者依レ尔レ在「海中」往返之舟人等、動伐レ木  
刈レ草云々、太以無レ謂、自今已後堅可レ有「其成敗」、

若違犯之輩者、速可レ処「罪科」者也、仍下知如レ斯、

文明四年五月日 左衛門尉豊遠<sup>〔山名〕</sup>

(山名政豊書状写)

(山名祐豊書状写)

享禄五年(一五三二)

宗源院領桃嶋事、段錢臨時諸公事等任「先規」旨免  
除之由、代々御判明鏡之上者、不レ混「自余在所」、  
不入之段、聊不レ可レ有「相違」候也、恐々謹言、

享祿五

三月十五日

祐<sup>〔山名〕</sup> 豊<sup>〔花押〕</sup>

宗源院住持

(山名祐豊書状写)

天文十九年(一五五〇)

宗源院領桃嶋舟細等、大塚押取之由如何候哉、代々諸  
公事免除之処如レ此之動曲事候、堅可レ被「申付」之条  
肝要候、於「乃木対馬守・宮津源右衛門尉」可レ申候、  
恐々謹言、

八月四日

政<sup>〔山名〕</sup> 豊<sup>〔花押〕</sup>

垣屋肥後守殿

(山名誠豊書状写)

宗源院領桃嶋之事、聊不レ可レ有「相違」候、勤行以下

天文十九年

閏五月十九日 宗詮（花押）

垣屋又太郎殿

（山名棟豊書状写）

円通寺領桃嶋事、違乱之由事実候哉、就垣屋兵部忠  
動「円通寺雖相論非疎略儀候歟、彼領地等濫妨  
之段可レ令停止旨、家来可レ令申付候、恐々謹言、

九月三日

〔山名  
棟豊（花押）

田結庄筑後入道殿

（文書断簡写）

正安元年六月十九日

預所法橋（花押）

（預所法橋某下文写）

正安三年（一三〇〇）

円通寺宗源院領桃嶋事、可レ致諸役之旨、七浦之  
輩申懸之漁舟等押取之云々、無レ謂次第也、既天  
文拾九年大塚大和守如レ此之儀雖レ申懸之、代々  
判形其外垣屋証狀等明鏡之条、可レ令レ停止止違乱  
之旨申出之、落着之處、今亦及謀訴之段奸濫  
至也、所證文數通之内第一寛正五年九月廿三日金剛  
寺并河越（後欠）

補任 可漁捕一事

下 桃嶋浦

右所職者、任二宮相伝旨、上者水落境、下者致二入  
江之氣比、浦者塙坪之橋之下境、外海者東西国堺可二

五四、（参考）百嶋の漁業権保障に関する文書

（預所法橋某下文写）

正安元年（一二九九）

八幡宮寺御領但馬國桃嶋之浦、依レ為二宮太明神之  
具濟之浦、桃嶋之内神崎堺而自二他所不レ可二漁  
捕者也、於下左右致二濫妨之事上者、太不レ可レ然、  
時々於奉行可レ被二成敗之本所補任之所職相伝之  
所帶也、依二神代之子細有二下狀如レ件、

円通寺宗源院領桃嶋事、可レ致諸役之旨、七浦之

輩申懸之漁舟等押取之云々、無レ謂次第也、既天

文拾九年大塚大和守如レ此之儀雖レ申懸之、代々

判形其外垣屋証狀等明鏡之条、可レ令レ停止止違乱  
之旨申出之、落着之處、今亦及謀訴之段奸濫  
至也、所證文數通之内第一寛正五年九月廿三日金剛  
寺并河越（後欠）

之旨申出之、落着之處、今亦及謀訴之段奸濫  
至也、所證文數通之内第一寛正五年九月廿三日金剛  
寺并河越（後欠）

漁捕者也、仍他所之不レ可違乱及者也、然者一宮  
之具済等勿違失、故下、

正安式年五月日

預所法橋（花押）

（目代某判物写）

建武元年（一二三四四）

源四郎義長申、桃嶋之内海者、可レ任二神代相伝之旨一、  
余之浦人乱入而漁捕事有者、重而可二申上一可二堅成  
敗一也、長光知行分山林并屋敷畠地等之事、任二相伝  
之旨一如レ元令二知行一、於二有レ限正税一者、守二先  
例一可レ令二弁済一、本所補任之依二前職一宛補者也、

建武元年六月四日

目代（花押）

\*以上三通の文書は近世の書写と考えられ、近世的な文章表現が  
多く、様式も他の中世文書と異なるため検討を要す。

